経済産業省

中小企業庁

-中小企業経営承継円滑化法-

申請マニュアル

【相続税、贈与税の納税猶予制度】

平成29年4月施行

相続税・贈与税に関する情報等につきましては、国税庁HPの「相続税・贈与税特集」にも掲載しておりますので、あわせてご利用ください。

目　次

第１章　事業承継税制の概要　2

第２章　都道府県知事の認定について

第１節　経営承継円滑化法認定の概要　9

第２節　都道府県知事の認定（贈与）　１０

第３節　都道府県知事の認定（相続）　１８

第4節　都道府県知事の認定（その他）　２５

第３章　都道府県知事への報告について

第１節　年次報告　２８

第２節　随時報告　３２

第３節　臨時報告　３８

第４章　認定の取消について

第１節　認定取消事由（贈与）　４０

第２節　認定取消事由（相続）　４８

第５章　認定後の組織再編について

第１節　合併があった場合の取扱い　５５

第２節　株式交換・株式移転があった場合の取扱い　５９

第６章　贈与者に相続が開始した場合

第１節　切替確認を受ける場合　６３

第２節　切替確認を受けない場合　６６

第７章　用語・定義　６７

第８章　都道府県庁の担当窓口　７６

第1章　事業承継税制の概要

第１節　経営承継円滑化法の概要

「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」（以下「経営承継円滑化法」といいます。また、同法の施行令（政令）と施行規則（省令）を、単にそれぞれ「施行令」と「施行規則」といいます。）は、
① 遺留分に関する民法の特例
② 事業承継時の金融支援措置
③ 事業承継税制（非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予制度）
の基本的枠組みを盛り込んだ事業承継円滑化に向けた総合的支援策の基礎となる法律で、平成20年10月1日（遺留分に関する民法の特例に係る規定については平成21年3月1日）から施行されています。

経営承継円滑化法の概要

事業承継に伴う税負担の軽減や民法上の遺留分への対応をはじめとする事業承継円滑化のための総合的支援策を講ずる「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」が平成２０年５月に成立。

１．事業承継税制

○非上場株式に係る相続税・贈与税の納税猶予制度

◇中小企業の事業の継続を通じた雇用の確保や地域経済の活力維持を図る観点から、後継者が、都道府県知事の認定を受けた非上場中小企業の株式等を先代経営者から相続又は贈与により取得した場合において、相続税・贈与税の納税が猶予又は免除されます（雇用確保をはじめとする５年間の事業継続等が要件）。

事業承継の円滑化

地域経済と雇用を支える中小企業の事業活動の継続

２．民法の特例

◇後継者が、遺留分権利者全員との合意及び所要の手続を経ることを前提に、以下の民法の特例の適用を受けることができる。

①生前贈与株式等を遺留分の対象から除外

⇨ 贈与株式が遺留分減殺請求の対象外となるため、相続に伴う株式分散を未然に防止

②生前贈与株式等の評価額を予め固定

⇨ 後継者の貢献による株式価値上昇分が遺留分減殺請求の対象外となるため、経営意欲が阻害されない

３．金融支援

◇経営者の死亡等に伴い必要となる資金の調達を支援するため、都道府県知事の認定を受けた中小企業者及びその代表者に対して、以下の特例を設ける。

①中小企業信用保険法の特例
（対象：中小企業者）

②株式会社日本政策金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の特例
（対象：中小企業者の代表者）

⇨ **親族外承継**や**個人事業主の事業承継**を含め、幅広い資金ニーズに対応

第1章　事業承継税制の概要

第２節　事業承継税制のポイント①

【贈与税の納税猶予制度について】

後継者が贈与により取得した株式等（ただし、議決権を行使することができない株式を除きます。）に係る贈与税の100%が猶予されます。なお、贈与前から後継者が既に保有していた株式等を含めて当該中小企業の株式等の総数の3分の2が上限とされます。

本制度の適用を受けるためには、経営承継円滑化法に基づく都道府県知事の「認定」を受け、報告期間中（原則として贈与税の申告期限から5年間）は雇用確保等の要件を満たす必要があり、その後は、後継者が対象株式等を継続保有すること等が求められます。また、贈与者が死亡した等の一定の場合には、猶予された贈与税が免除されます。

＜贈与税の納税猶予・免除制度＞

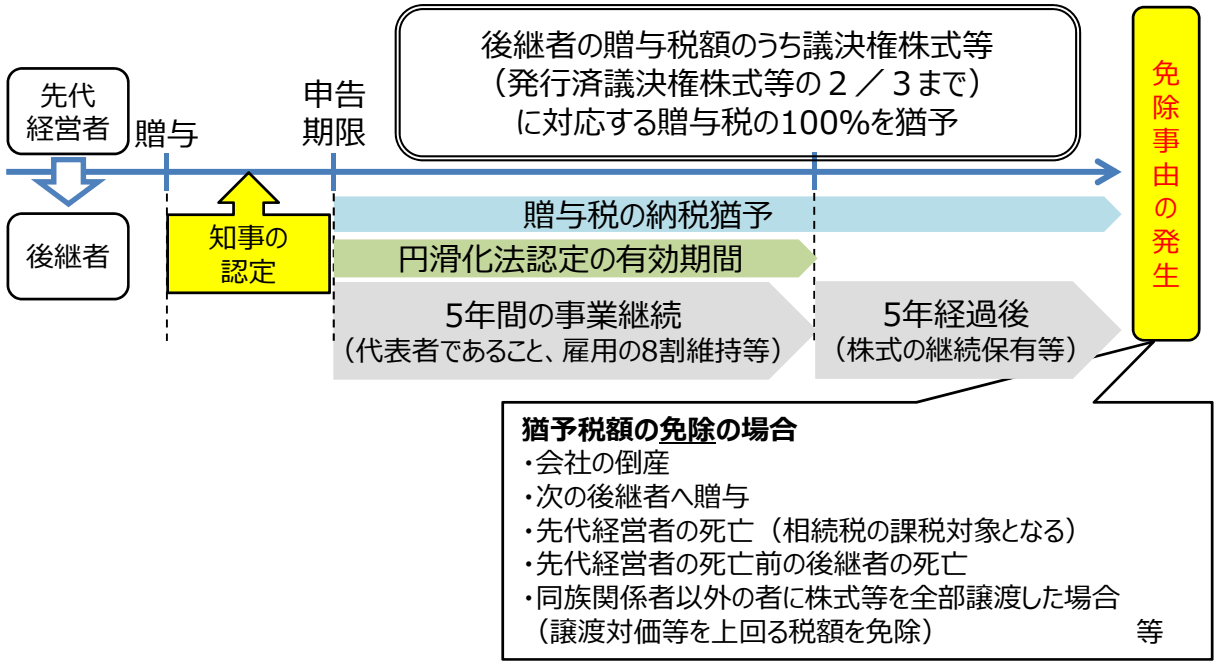

【贈与税の納税猶予中に贈与者が死亡した場合】

先代経営者（＝贈与者）が死亡した場合には、猶予されていた贈与税は免除された上で、贈与を受けた株式等を先代経営者から相続又は遺贈により取得したものとみなして相続税が課税されます（贈与時の価額で計算）。

その際、都道府県知事の確認（以下「切替確認」といいます。）を受けることで、相続税の納税猶予を受けることができます。

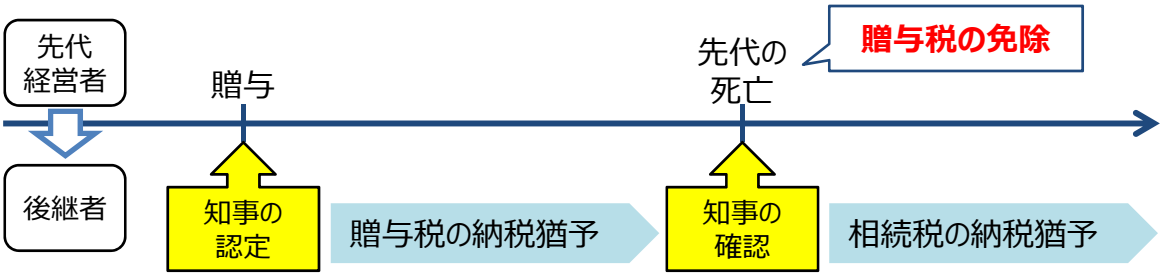

第２節　事業承継税制のポイント②

【相続税の納税猶予制度について】

後継者が相続又は遺贈により取得した株式等（ただし、議決権を行使することができない株式を除きます。）に係る相続税の80%が猶予されます。なお、相続前から後継者が既に保有していた株式等を含めて当該中小企業の株式等の総数の3分の2が上限とされます。

本制度の適用を受けるためには、経営承継円滑化法に基づく都道府県知事の「認定」を受け、報告期間中（原則として相続税の申告期限から5年間）は雇用確保等の要件を満たす必要があり、その後は、後継者が対象株式等を継続保有すること等が求められます。また、後継者が死亡した等の一定の場合には、猶予された相続税が免除されます。

＜相続税の納税猶予・免除制度＞

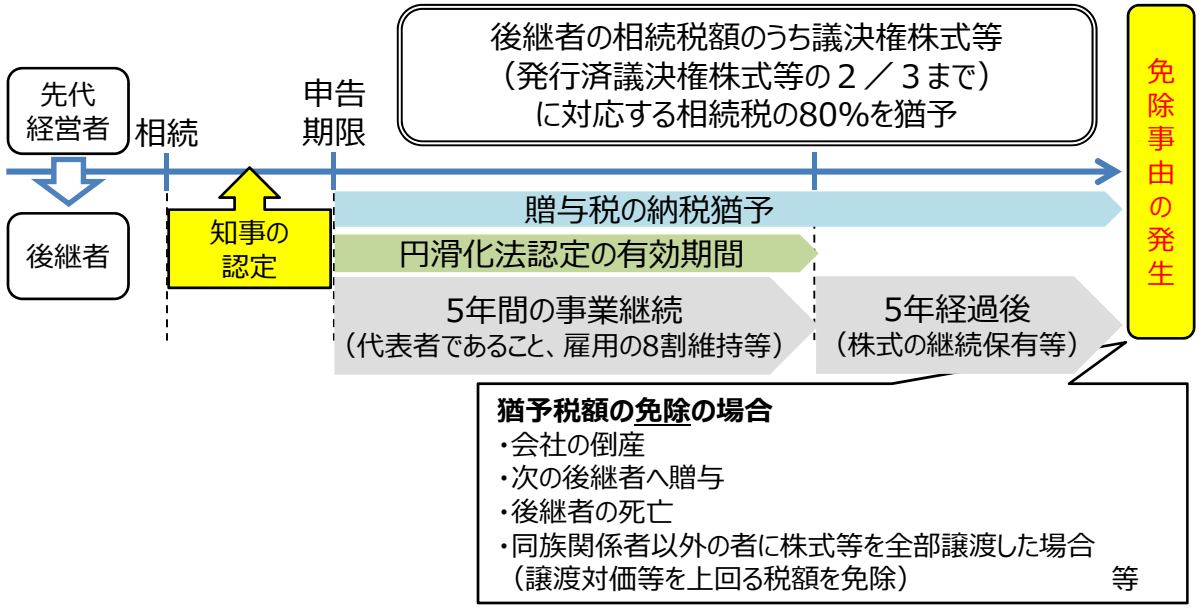

以上のとおり、円滑な事業承継を行うために、贈与税及び相続税の納税猶予制度を組み合わせて活用することで、株式の承継に伴う税負担を軽減することができます。

第２節　事業承継税制のポイント③

【雇用維持要件について】

事業承継税制においては、贈与時又は相続開始の時の従業員数の８割を維持することが求められています。

その従業員数の原則的な計算方法は下記のとおりとなっています。

①【判定基準】贈与時（相続時）の従業員数に０．８を乗じた数（端数切捨）
②【実績】５年間の年次報告時の従業員数の合計を、５で除した数（端数処理なし）

②実績が①判定基準を下回った場合には、認定取消となります。

【平成29年度税制改正】

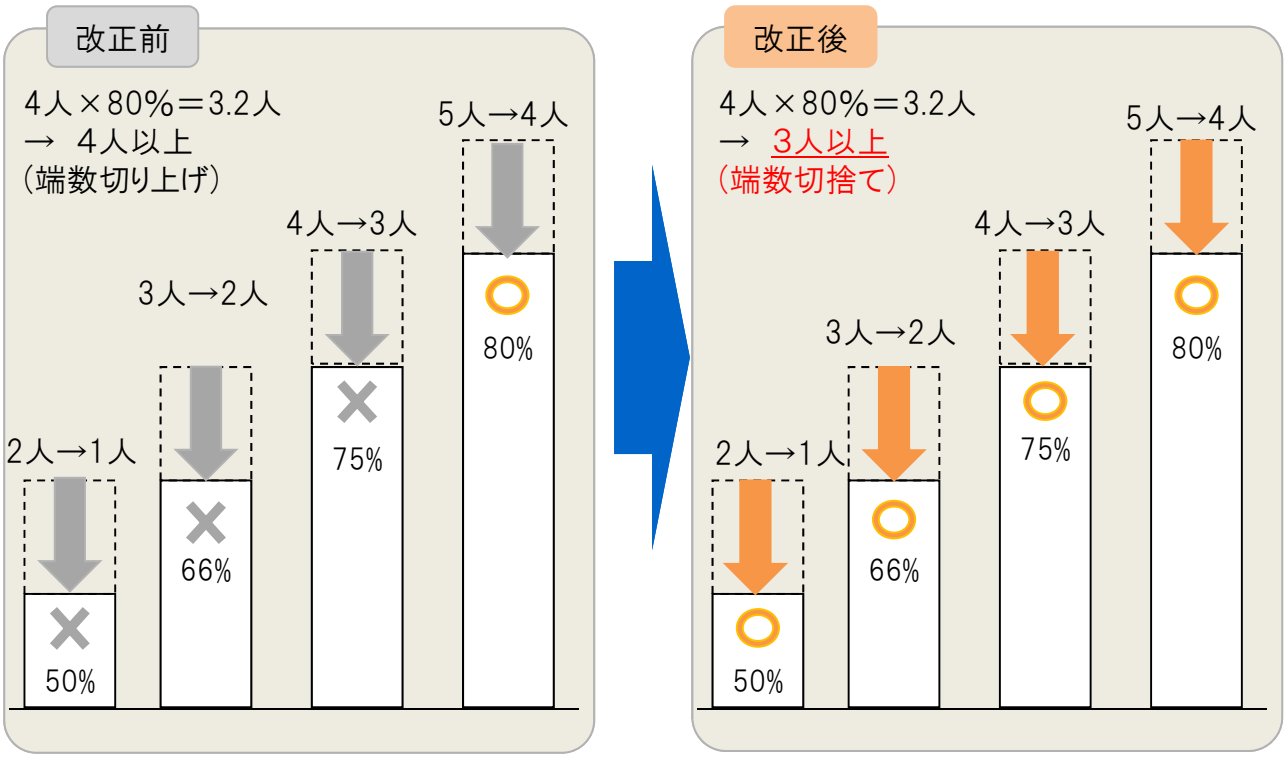

なお、この取扱いは平成29年4月1日以後に贈与報告期間の末日、臨時贈与報告期間の末日又は相続報告期間の末日が到来した場合に適用されます。

第２節　事業承継税制のポイント③

【猶予継続贈与について】

贈与税・相続税の納税猶予制度を利用している受贈者・相続人（２代目）が納税猶予株式を次の後継者（３代目）に贈与し、その後継者（３代目）が贈与税納税猶予の認定を受けた場合には、２代目が猶予を受けている贈与税・相続税の納税義務が免除されます。

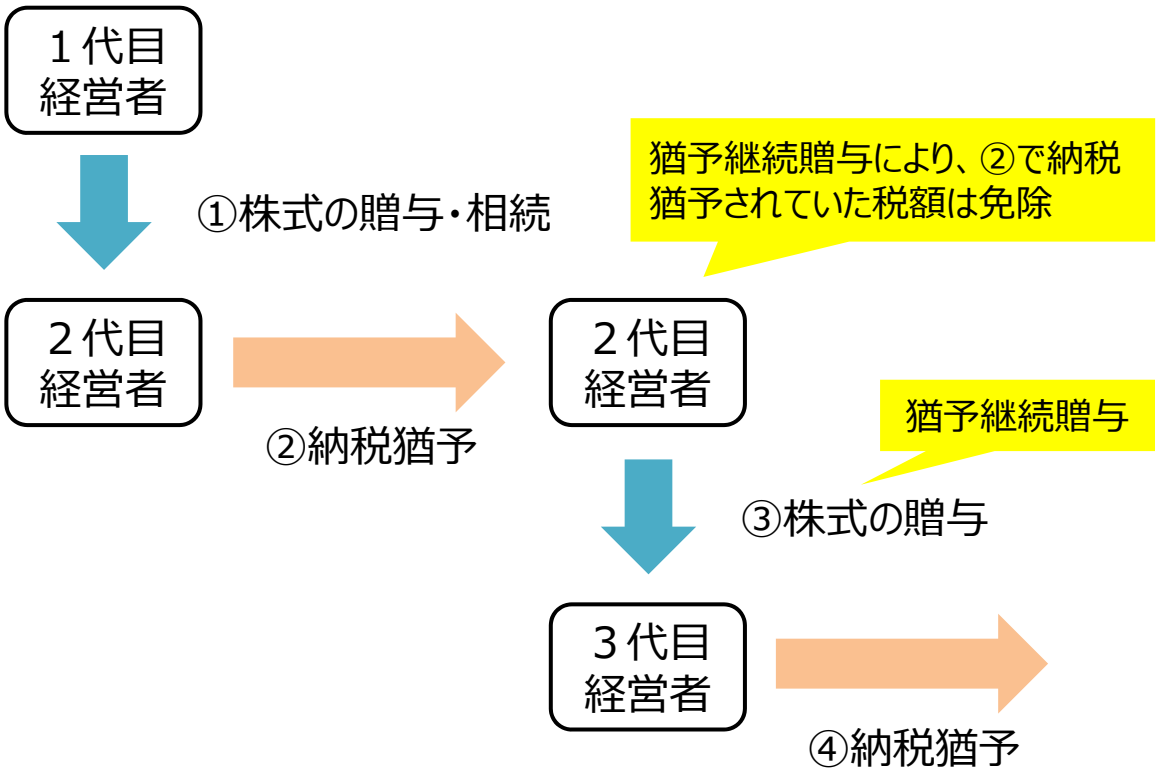

第３節　事業承継税制の手続きの流れ（贈与）

提出先　　贈与税の納税猶予の認定

贈与

- 先代から後継者へ株式の贈与

都道府県庁　認定

- 贈与年の10月15日から翌年1月15日までの間に申請
- 審査後、認定書の交付

税務署　申告

- 納税猶予税額及び利子税の額に見合う担保を提供
- 贈与税の申告

※認定書等の添付が必要です。

贈与税の納税猶予の報告（５年間）

都道府県庁　年次報告

- 都道府県へ「年次報告書」を提出

※継続要件を維持していることなどを報告

税務署　継続届出

- 税務署へ「継続届出書」を提出（年1回）

※年次報告の確認書等の添付が必要です。

５年間経過後

税務署　継続届出

- 税務署へ「継続届出書」を提出（3年に1回）

※引き続き納税猶予の特例を受けたい旨などを届出

第1章　事業承継税制の概要

第３節　事業承継税制の手続きの流れ（相続）

提出先　　相続税の納税猶予の認定

相続
遺贈

- 先代から後継者へ株式の相続又は遺贈

都道府県庁　**認定**

- 相続発生後5ヶ月を経過する日の翌日から8ヶ月を経過する日までの間に申請
- 審査後、認定書の交付

税務署　**申告**

- 納税猶予税額及び利子税の額に見合う担保を提供
- 相続税の申告

※認定書等の添付が必要です。

相続税の納税猶予の報告（５年間）

都道府県庁　**年次報告**

- 都道府県へ「年次報告書」を提出

※継続要件を維持していることなどを報告

税務署　**継続届出**

- 税務署へ「継続届出書」を提出（年1回）

※年次報告の確認書等の添付が必要です。

５年間経過後

税務署　**継続届出**

- 税務署へ「継続届出書」を提出（3年に1回）

※引き続き納税猶予の特例を受けたい旨などを届出

第2章　都道府県知事の認定について

第1節　経営承継円滑化法認定の概要

【1．認定の要件】

認定を受けるためには、先代経営者に関する要件、後継者に関する要件、対象会社に関する要件等があります。贈与の場合、相続又は遺贈の場合のそれぞれの場合において要件が異なりますので、ご注意ください。

【2．認定の効力について】

認定の効力は、贈与税又は相続税の申告期限の翌日から5年を経過する日までです。

この期間中には事業継続報告（年次報告、5年間の認定有効期間中、毎年1回。）が必要です。

なお、事業継続期間中に他社に吸収合併された場合などにも一定の要件の下で合併先の会社に認定を承継することができます。

【3．事前確認について】

平成25年度税制改正において、施行規則第16条第1項の確認（事前確認）が認定の要件から外れることとなりました。それに伴い、平成25年4月1日以後に認定申請する場合には、事前確認を受けていなくても申請が可能となりました。

なお、事前確認を受けた方は、その事前確認の確認書を添付して認定の申請を行うことも可能です。

第2章　都道府県知事の認定について

第2節　都道府県知事の認定（贈与）

《贈与税の納税猶予制度の認定要件》（施行規則第6条第1項第7号）
贈与税の納税猶予制度の適用を受けるには、以下の要件等を満たすことが必要です。

①先代経営者（贈与者）要件

・会社代表者であったこと
・贈与時までに、代表者を退任すること（有給役員として残ることは可能）
・贈与の直前において、先代経営者と同族関係者（親族等）で発行済議決権株式総数の50%超の株式を保有し、かつ、同族内（後継者を除く）で筆頭株主であったこと
・一定数以上の株式を一括して贈与すること　等

②後継者（受贈者）要件

・会社の代表者であること
・20歳以上、かつ役員就任から３年以上経過していること
・贈与後、後継者と同族関係者（親族等）で発行済議決権株式総数の50%超の株式を保有し、かつ、同族内で筆頭株主となること　等

③対象会社要件

・中小企業であること
・上場会社、風俗営業会社に該当しないこと
・資産保有型会社等（自ら使用していない不動産等が70%以上ある会社やこれらの特定の資産の運用収入が75%以上の会社）ではないこと
※ただし、一定の事業実態（従業員数、店舗事務所の有無、事業内容等）がある場合には、資産保有型会社等に該当しないものとみなされます。

④事業継続要件

納税猶予を継続するためには、以下の要件等を満たす必要があります。

要件	5年間	5年経過後
後継者が会社の代表者であること	○	－
従業員数の8割以上を5年間平均で維持すること	○	－
後継者が同族内で筆頭株主であること	○	－
上場会社、風俗営業会社に該当しないこと	○	－
猶予対象となった株式を継続保有していること	○	○※
資産保有型会社等に該当しないこと	○	○

○：要件を満たす必要がある　　－：要件を満たす必要がない
※　株式を譲渡した場合には、その譲渡した部分に対応する対応する贈与税と利子税を納付します。保有し続ける株式に対応する贈与税は、引き続き納税が猶予されます。

第2章　都道府県知事の認定について

第2節　都道府県知事の認定（贈与）

《贈与税の納税猶予制度の適用の前提となる認定の手続き》（施行規則第7条第2項）

中小企業者が法第12条第1項の認定（贈与税の納税猶予制度の認定）を受けようとする場合の基本的な手続きについては以下のとおりです。申請書は、様式第7を使用してください。

●贈与税納税猶予の認定を受けるために必要な手続き●

認定をうけるためには、先代経営者及び後継者が有している議決権数に応じ、下記の割合以上の株式を一括して贈与する必要があります。

なお、発行済株式総数の3分の2（後継者が贈与前から認定を受けようとする会社の株式を有している場合には、その有している株式数を控除した数）に1株未満の端数が生じたときは、その端数は切り上げます。

a　･･･　先代経営者（贈与者）が贈与の直前に保有する非上場株式等の数
b　･･･　後継者（受贈者）が贈与の前から保有する非上場株式等の数
c　･･･　贈与直前の発行済株式等の総数

区分		贈与する必要がある株式数
1	a+b ＜ c×2/3の場合	先代経営者が保有する株式等の全て
2	a+b ≧ c×2/3の場合	先代経営者が保有する株式等のうち、c×2/3－b 以上の株式数

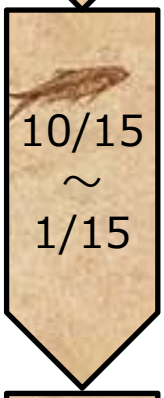

都道府県知事への認定申請

贈与認定申請基準日から贈与日の属する年の翌年の1月15日までに、本社が所在する都道府県庁へ認定申請してください。

申請書の書き方は「申請マニュアル」を、添付書類については「添付書類マニュアル」をご参照ください。

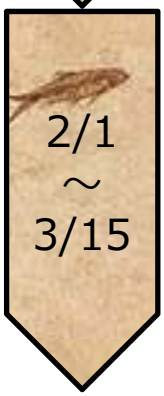

贈与税の申告･納税

贈与日の属する年の翌年の3月15日までに、所轄の税務署へ贈与税の申告をしてください。（都道府県知事の認定書とその他の必要書類の提出が必要です。）

また、納税が猶予される贈与税額及び利子税の額に見合う担保を税務署に提供する必要があります。

第2章　都道府県知事の認定について

第2節　都道府県知事の認定（贈与）

《贈与認定要件》（施行規則第6条第1項第7号）

○贈与税の納税猶予のための認定要件

贈与税の納税猶予制度の適用を受けようとする後継者（贈与の時以前に代表者に就任した者を含む。）は、贈与の時以後、認定の時まで、中小企業者の代表者であり、贈与により取得した当該中小企業者の株式等に係る贈与税を納付することが見込まれる者で、下記に掲げるいずれにも該当する必要があります。用語の定義は第７章をご覧下さい。

七　当該中小企業者が次に掲げるいずれにも該当する場合であって、当該中小企業者の代表者（当該代表者に係る贈与者からの贈与の時以後において代表者である者に限る。以下この号において同じ。）が贈与により取得した当該中小企業者の株式等に係る贈与税を納付することが見込まれること。

○（対象会社）上場会社等・風俗営業会社非該当要件

認定を受けようとする中小企業者は、上場会社等又は風俗営業会社に該当していないことが必要です。

「風俗営業会社」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」といいます。）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業（ソープランド、テレクラなど）を営む会社です。なお、バー、パチンコ、ゲームセンターなどは、風営法の規制対象事業ですが、性風俗関連特殊営業ではありませんので、本号イの要件を満たします。

イ　当該贈与の時以後において、上場会社等（金融商品取引所若しくは店頭売買有価証券登録原簿に上場若しくは登録の申請がされている株式又は金融商品取引所若しくは店頭売買有価証券登録原簿に類するものであって外国に所在する若しくは備えられるものに上場若しくは登録若しくはこれらの申請がされている株式若しくは持分に係る会社を含む。以下この項において同じ。）又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を営む会社（以下「風俗営業会社」という。）のいずれにも該当しないこと。

○（対象会社）資産保有型会社非該当要件

認定を受けようとする中小企業者は、贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日以後において、「資産保有型会社」に該当しないことが必要です。

ロ　当該贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日以後において、資産保有型会社に該当しないこと。

※留意点

１．貸借対照表に計上されている帳簿価額を用いて計算してください。
２．減価償却資産・特別償却適用資産・圧縮記帳適用資産については、それぞれ対応する減価償却累計額・特別償却準備金・圧縮積立金等を控除した後の帳簿価額を用いてください（直接減額方式にあわせて計算します）。
３．貸倒引当金・投資損失引当金等の評価性引当金については、資産の帳簿価額の総額・特定資産の帳簿価額の合計額から控除しないでください。

第2章　都道府県知事の認定について

第2節　都道府県知事の認定（贈与）

《贈与認定要件》（施行規則第6条第1項第7号）

○（対象会社）資産運用型会社非該当要件

認定を受けようとする中小企業者は、贈与認定申請基準事業年度※において、「資産運用型会社」に該当しないことが必要です。

※贈与認定申請基準事業年度とは、下記①と②のすべての事業年度をいいます。そのため2以上の事業年度となる場合もあります。

① 贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度

② 「贈与の日の属する事業年度」から「贈与認定申請基準日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度」までの期間における各事業年度

> ハ　贈与認定申請基準事業年度（当該贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度及び当該贈与の日の属する事業年度から贈与認定申請基準日（次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日をいう。以下同じ。）の翌日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度をいう。以下同じ。）においていずれも資産運用型会社に該当しないこと。
>
> （１）　当該贈与の日が一月一日から十月十五日までのいずれかの日である場合（（３）に規定する場合を除く。）　当該十月十五日
>
> （２）　当該贈与の日が十月十六日から十二月三十一日までのいずれかの日である場合　当該贈与の日
>
> （３）　当該贈与の日の属する年の五月十五日前に当該中小企業者の経営承継受贈者（トに規定する経営承継受贈者をいう。）又は経営承継贈与者（当該経営承継受贈者に係る贈与者をいう。）の相続が開始した場合　当該相続の開始の日の翌日から五月を経過する日

○（対象会社）総収入金額要件

贈与認定申請基準事業年度における損益計算書上の総収入金額（営業外収益と特別利益は除きます。）が零の場合には、認定を受けることができません。

> ニ　贈与認定申請基準事業年度においていずれも総収入金額（会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第八十八条第一項第四号に掲げる営業外収益及び同項第6号に掲げる特別利益を除く。以下同じ。）が零を超えること。

○（対象会社）従業員数要件

申請者が下記①②の双方に該当する場合にあっては5人以上、その他の場合にあっては1人以上の常時使用する従業員がいることが必要となります。

① 申請者又はその支配関係法人が、その特別子会社の株式又は持分を有すること。

② 申請者の特別子会社が外国会社に該当すること。

> ホ　当該贈与の時において、当該中小企業者の常時使用する従業員の数が一人以上（当該中小企業者の特別子会社が外国会社に該当する場合（当該中小企業者又は当該中小企業者による支配関係がある法人が当該特別子会社の株式又は持分を有する場合に限る。）にあっては五人以上）であること。

第2章　都道府県知事の認定について

第2節　都道府県知事の認定（贈与）

《贈与認定要件》（施行規則第6条第1項第7号）

○（対象会社）上場会社等、大会社、風俗営業会社非該当要件（特定特別子会社）

贈与の時以後認定を受けるまでの間において、申請者の特定特別子会社が上場会社等、大会社又は風俗営業会社に該当する場合には、認定を受けることができません。

特定特別子会社とは、特別子会社のうち、その特別子会社の議決権を保有する代表者の親族の範囲が「代表者と生計を一にする親族」に限定されたものです。つまり、「会社」と「その代表者」と「当該代表者と生計を一にする親族」が合わせて総株主等議決権数の過半数を有している会社です。なお、認定取得後において特定特別子会社が風俗営業会社に該当することとなった場合には、施行規則第9条第2項第15号により認定が取り消されます。

ヘ　当該贈与の時以後において、当該中小企業者の特定特別子会社（第一条第九項第一号中「の親族」とあるのを「と生計を一にする親族」と読み替えた場合における同条第十項に規定する当該他の会社をいう。以下同じ。）が上場会社等、大会社又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと。

○後継者の満たすべき要件

申請者の代表者（以下「経営承継受贈者」といいます。）が次のすべての要件に該当することが必要です。

代表者が2人以上いる場合も想定されますが、複数の代表者に対して支援措置を講じることは、株式の分散による経営の不安定化を招来する可能性があり、また、世代を経る毎に株式が「ねずみ算的」に分散するおそれがあります。このため、支援措置を講じる代表者を1つの会社で1人に限定しています。

ト　当該中小企業者の代表者が次に掲げるいずれにも該当する者（二人以上あるときは、そのうちの当該中小企業者が定めた一人に限る。以下「経営承継受贈者」という。）であること。

○（後継者）同族過半数・同族内筆頭株主要件

贈与により申請者の株式等を取得した代表者であって、贈与の時において、当該代表者に係る同族関係者と合わせて過半数の議決権を有し、かつ、同族関係者の中で筆頭株主（同族関係者の中に当該代表者と同じ割合の議決権数を有する株主がいても当該代表者は筆頭株主となります。）である者です。なお、代表者であっても、定款その他の規定により代表権を制限※されている場合には、認定を受けることができません。

※代表権の制限の例としては、「複数の代表者が共同して会社を代表すべき旨」や「経営承継受贈者は手形を振り出してはならない旨」などがあります。

（１）　当該贈与により当該中小企業者の株式等を取得した代表者（代表権を制限されている者を除く。以下（８）を除きこの号において同じ。）であって、当該贈与の時において、当該代表者に係る同族関係者と合わせて当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該代表者が有する当該株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らない者であること。

（２）　削除

（３）　当該贈与の日において、二十歳以上であること。

第2章　都道府県知事の認定について

第2節　都道府県知事の認定（贈与）

《贈与認定要件》（施行規則第6条第1項第7号）

○（後継者）贈与前役員就任要件

当該贈与の日まで引き続き（継続して）3年以上に渡り継続して申請者の役員であることが必要です。贈与の日前3年の間に役員でない期間がある場合には、役員であった期間がトータルで3年を超えていたとしてもこの要件を満たすことはできません。設立後3年未満の新設会社の場合にあっては、当該要件を充足することはできないため、ご注意下さい。

「役員」は、株式会社の場合には取締役、会計参与及び監査役を意味し（会社法第329条第1項）、持分会社の場合には業務を執行する社員を意味します。定款に業務を執行する社員について別段の定めがなければ、すべての社員が「業務を執行する社員」となります（会社法第590条第1項）。

なお、組織再編があった場合における役員であった期間の算定上、旧会社の役員であった期間は通算されません。（下記表参照）

一方で、組織変更（合同会社→株式会社など）、種類変更（合名会社→合資会社など）の場合には、法人格の同一性は維持されるため、旧会社の役員であった期間が通算されます。

組織再編	申請者	旧会社
吸収合併	吸収合併存続会社	吸収合併消滅会社
新設合併	新設合併設立会社	新設合併消滅会社
株式交換	株式交換完全親会社	株式交換完全子会社
株式移転	株式移転完全親会社	株式移転完全子会社

（４）　当該贈与の日まで引き続き三年以上にわたり当該中小企業者の役員（会社法第三百二十九条第一項に規定する役員をいい、当該中小企業者が持分会社である場合にあっては、業務を執行する社員をいう。以下同じ。）であること。

○（後継者）株式継続保有要件

代表者は、贈与により取得した当該中小企業者の株式等のうち納税猶予の対象とする部分のすべてを所有し続けていることが必要です。

（５）　当該贈与の時以後において、当該代表者が当該贈与により取得した当該中小企業者の株式等（当該贈与の時以後のいずれかの時において当該中小企業者が合併により消滅した場合にあっては当該合併に際して交付された吸収合併存続会社等（会社法第七百四十九条第一項に規定する吸収合併存続会社又は同法第七百五十三条第一項に規定する新設合併設立会社をいう。以下同じ。）の株式等（同法第二百三十四条第一項の規定により競売しなければならない株式を除く。）、当該贈与の時以後のいずれかの時において当該中小企業者が株式交換又は株式移転（以下「株式交換等」という。）により他の会社の株式交換完全子会社等（同法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全子会社又は同法第七百七十三条第一項第五号に規定する株式移転完全子会社をいう。以下同じ。）となった場合にあっては当該株式交換等に際して交付された株式交換完全親会社等（同法第七百六十七条に規定する株式交換完全親会社又は同法第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転設立完全親会社をいう。以下同じ。）の株式等（同法第二百三十四条第一項の規定により競売しなければならない株式を除く。））のうち租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第七十条の七第一項の規定の適用を受けようとする株式等の全部を有していること。

（６）　削除

第2章　都道府県知事の認定について

第2節　都道府県知事の認定（贈与）

《贈与認定要件》（施行規則第6条第1項第7号）

○　（先代経営者）同族過半数・同族内筆頭株主要件

贈与者が、贈与の直前において当該中小企業者の代表者である場合には、当該贈与の直前において当該贈与者に係る同族関係者と合わせて過半数の議決権を有し、かつ、同族関係者（経営承継受贈者を除きます。）の中で筆頭株主（同族関係者の中に当該代表者と同じ割合の議決権数を有する株主がいても当該代表者は筆頭株主となります。）であることです。

贈与者が贈与の直前において当該中小企業者の代表者でない場合には、当該贈与者が当該代表者であった期間内のいずれかの時及び当該贈与の直前のいずれにおいても当該贈与者に係る同族関係者と合わせて過半数の議決権を有し、かつ、同族関係者（経営承継受贈者を除く。）の中で筆頭株主（同族関係者の中に当該代表者と同じ割合の議決権数を有する株主がいても当該代表者は筆頭株主となります。）であることです。

（７）　当該中小企業者の株式等の贈与者（当該贈与の時前において、当該中小企業者の代表者であった者に限る。）が、当該贈与の直前（当該贈与者が当該贈与の直前において当該中小企業者の代表者でない場合には、当該贈与者が当該代表者であった期間内のいずれかの時及び当該贈与の直前）において、当該贈与者に係る同族関係者と合わせて当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該贈与者が有する当該株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者（当該中小企業者の経営承継受贈者となる者を除く。）が有していた当該株式等に係る議決権の数も下回らなかった者であること。

○（先代経営者）代表者退任要件

贈与の時において、贈与者は中小企業者の代表者（代表権に一部制限がある者も含みます。）を退任している必要があります。

（８）当該贈与の時において、当該中小企業者の株式等の贈与者が当該中小企業者の代表者でないこと。

第2章　都道府県知事の認定について

第2節　都道府県知事の認定（贈与）

《贈与認定要件》（施行規則第6条第1項第7号）

○（先代経営者）贈与株式割合要件

当該贈与の直前において、贈与者の保有株式等の数が、当該中小企業者の発行株式等の数の3分の2から受贈者の保有株式等の数を控除した残数以上の場合は、当該残数以上の贈与が必要です。

一方、それ以外の場合は、贈与者は保有株式等のすべての贈与が必要です。

なお、発行済株式の総数又は出資金の総額の３分の２に端数がある場合には、その端数は切り上げとなりますのでご注意ください。

（例：発行済み株式総数（議決権に制限なし）が１００株の場合、その３分の２は６６株ではなく６７株となります。仮に先代経営者が１００株すべてを保有している場合、６７株以上を贈与しないと要件を満たさないことになります。（６６株の贈与では要件を満たしません。））

なお、認定の対象となる「株式等」については、完全議決権株式等に限定されています（完全無議決権株式等のみならず、一部の議決権が制限されている株式等も除外されています。）

チ　当該贈与が、次の（１）又は（２）に掲げる場合の区分に応じ、当該（１）又は（２）に定める贈与であること。

（１）　当該贈与の直前において、当該中小企業者の株式等の贈与者が有していた当該株式等（議決権に制限のない株式等に限る。以下チにおいて同じ。）の数又は金額が、当該中小企業者の発行済株式又は出資（議決権に制限のない株式等に限る。）の総数又は総額の三分の二（一株未満又は一円未満の端数がある場合にあっては、その端数を切り上げた数又は金額）から当該代表者（当該中小企業者の経営承継受贈者となる者に限る。）が有していた当該株式等の数又は金額を控除した残数又は残額以上の場合　当該控除した残数又は残額以上の数又は金額に相当する株式等の贈与

（２）　（１）に掲げる場合以外の場合　当該中小企業者の株式等の贈与者が当該贈与の直前において有していた当該株式等のすべての贈与

○（先代経営者等）黄金株不保有要件（後継者以外）

会社法第108条第1項第8号に掲げる事項についての定めがある種類の株式とは、いわゆる「拒否権付株式（＝黄金株）」です。拒否権付株式を発行している場合には、経営承継受贈者以外の者が有していないことが、認定を受けるための要件となります。

リ　当該中小企業者が会社法第百八条第一項第八号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行している場合にあっては、当該贈与の時以後において当該株式を当該中小企業者の代表者（当該中小企業者の経営承継受贈者となる者に限る。）以外の者が有していないこと。

○従業員8割維持要件（認定申請基準日まで）

贈与認定申請基準日における常時使用する従業員の数が、贈与の時の8割を下回っている場合には、認定を受けることはできません。

ヌ　贈与認定申請基準日における当該中小企業者の常時使用する従業員の数が当該贈与の時における常時使用する従業員の数に百分の八十を乗じて計算した数（その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数。ただし、贈与の時における常時使用する従業員の数が1人のときは1人とする。）を下回らないこと。

第2章　都道府県知事の認定について

第3節　都道府県知事の認定（相続）

《相続税の納税猶予制度の認定要件》（施行規則第6条第1項第8号）
相続税の納税猶予制度の適用を受けるには、以下の要件等を満たすことが必要です。

【相続税の納税猶予制度における主な要件】

①先代経営者（被相続人）要件

・会社代表者であったこと
・相続の開始の直前において、先代経営者と同族関係者（親族等）で発行済議決権株式総数の50%超の株式を保有し、かつ、同族内（後継者を除く）で筆頭株主であったこと　等

②後継者（相続人）要件

・相続開始の直前において対象会社の役員（先代経営者の親族外の方も適用されます）であること
・相続の開始後、後継者と同族関係者（親族等）で発行済議決権株式総数の50%超の株式を保有し、かつ、同族内で筆頭株主となること　等

③対象会社要件

・中小企業であること
・上場会社、風俗営業会社に該当しないこと
・資産保有型会社等（自ら使用していない不動産等が70%以上ある会社やこれらの特定の資産の運用収入が75%以上の会社）ではないこと
※ただし、一定の事業実態（従業員数、店舗事務所の有無、事業内容等）がある場合には、資産保有型会社等に該当しないものとみなされます。

④事業継続要件

納税猶予を継続するためには、主に以下に示す要件を満たす必要があります。

要件	5年間	5年経過後
後継者が会社の代表者であること	○	－
雇用の8割以上を5年間平均で維持すること	○	－
後継者が同族内で筆頭株主であること	○	－
上場会社、風俗営業会社に該当しないこと	○	－
猶予対象となった株式を継続保有していること	○	○※
資産保有型会社等に該当しないこと	○	○

○：要件を満たす必要がある　　－：要件を満たす必要がない
※　株式を譲渡した場合には、その譲渡した部分に対応する対応する相続税と利子税を納付します。保有し続ける株式に対応する相続税は、引き続き納税が猶予されます。

第2章　都道府県知事の認定について

第3節　都道府県知事の認定（相続）

《相続税の納税猶予制度の適用の前提となる認定の手続き》（施行規則第7条第3項）

中小企業者が法第12条第1項の認定（相続税の納税猶予制度の認定）を受けようとする場合の基本的な手続きについては以下のとおりです。申請書は、様式第８を使用してください。

●相続税納税猶予の認定を受けるために必要な手続き●

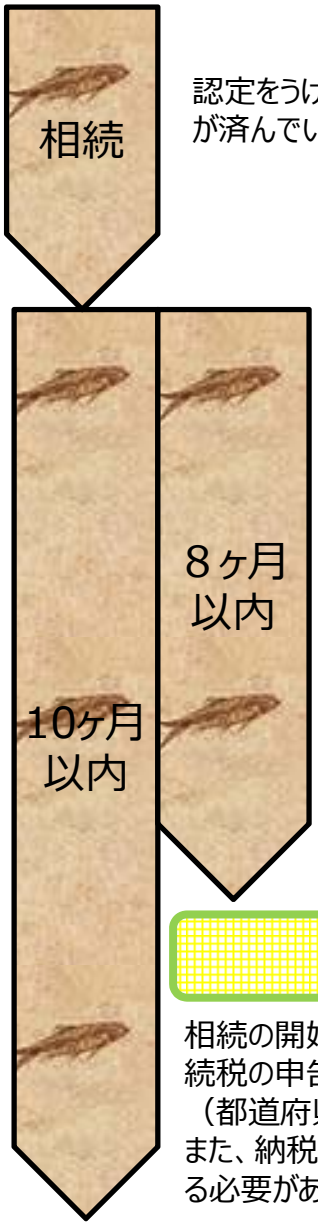

認定をうけるためには、認定申請時までに適用を受けようとする株式等の遺産分割が済んでいる必要があります。

都道府県知事への認定申請

相続開始の日から５ヶ月を経過する日（相続認定申請基準日）から相続開始の日から８ヶ月を経過する日までの間に、本社が所在する都道府県庁へ認定申請してください。
・申請書の書き方は「書き方マニュアル」を、添付書類については「添付書類マニュアル」をご参照ください。

相続税の申告・納税

相続の開始があったことを知った日の翌日から１０ヶ月以内に、所轄の税務署へ相続税の申告をしてください。
（都道府県知事の認定書とその他の必要書類の提出が必要です。）
また、納税が猶予される相続税額及び利子税の額に見合う担保を税務署に提供する必要があります。

第2章　都道府県知事の認定について

第3節　都道府県知事の認定（相続）

《相続認定要件》（施行規則第6条第1項第8号）

○相続税の納税猶予のための認定要件

相続税の納税猶予制度の適用を受けようとする後継者は、相続開始の日の翌日から5月を経過する日以後、認定の時まで、中小企業者の代表者であり、相続又は遺贈（死因贈与を含みます。）により当該中小企業者の株式等を取得し、相続税を納付することが見込まれることと、施行規則第6条第1項第8号に掲げるいずれにも該当する必要があります。用語の定義は第７章をご覧下さい。

なお、認定申請書を提出する時までに遺産分割が済んでいない株式等は対象外となります。

> 八　当該中小企業者が次に掲げるいずれにも該当する場合であって、当該中小企業者の代表者（当該代表者の被相続人（遺贈をした者を含む。以下同じ。）の相続の開始の日の翌日から五月を経過する日以後において代表者である者に限る。以下この号において同じ。）が相続又は遺贈により取得した当該中小企業者の株式等（次条第三項に規定する申請書を提出する時において、当該相続又は遺贈に係る共同相続人又は包括受遺者によってまだ分割されていないものを除く。）に係る相続税を納付することが見込まれること。

○　（対象会社）上場会社等・風俗営業会社非該当要件

認定を受けようとする中小企業者は、上場会社等又は風俗営業会社に該当していないことが必要です。

「風俗営業会社」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」といいます。）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業（ソープランド、テレクラなど）を営む会社です。なお、バー、パチンコ、ゲームセンターなどは、風営法の規制対象事業ですが、性風俗関連特殊営業ではありませんので、本号イの要件を満たします。

> イ　当該相続の開始の時以後において、上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと。

○　（対象会社）資産保有型会社非該当要件

認定を受けようとする中小企業者は、相続開始の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日以後において、「資産保有型会社」に該当しないことが必要です。

> ロ　当該相続の開始の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日以後において、資産保有型会社に該当しないこと。

※留意点

1．貸借対照表に計上されている帳簿価額を用いて計算してください。
2．減価償却資産・特別償却適用資産・圧縮記帳適用資産については、それぞれ対応する減価償却累計額・特別償却準備金・圧縮積立金等を控除した後の帳簿価額を用いてください（直接減額方式にあわせて計算します）。
3．貸倒引当金・投資損失引当金等の評価性引当金については、資産の帳簿価額の総額・特定資産の帳簿価額の合計額から控除しないでください。

第2章　都道府県知事の認定について

第3節　都道府県知事の認定（相続）

《相続認定要件》（施行規則第6条第1項第8号）

○　**（対象会社）資産運用型会社非該当要件**

認定を受けようとする中小企業者は、相続認定申請基準事業年度※において、「資産運用型会社」に該当しないことが必要です。

※相続認定申請基準事業年度とは、下記①と②のすべての事業年度を言います。そのため2以上の事業年度となる場合もあります。

① 相続開始の日の属する事業年度の直前の事業年度

② 「相続開始の日の属する事業年度」から「相続認定申請基準日（相続開始の日から5月を経過する日）の翌日の属する事業年度の直前の事業年度」までの期間における各事業年度

> ハ　相続認定申請基準事業年度（当該相続の開始の日の属する事業年度の直前の事業年度及び当該相続の開始の日の属する事業年度から相続認定申請基準日（当該相続の開始の日の翌日から五月を経過する日をいう。以下同じ。）の翌日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度をいう。以下同じ。）においていずれも資産運用型会社に該当しないこと。

○　**（対象会社）総収入金額要件**

相続認定申請基準事業年度における損益計算書上の総収入金額（営業外収益と特別利益は除きます。）が零の場合には、認定を受けることができません。

> ニ　相続認定申請基準事業年度においていずれも総収入金額が零を超えること。

○　**（対象会社）従業員数要件**

申請者が下記①②の双方に該当する場合にあっては5人以上、その他の場合にあっては1人以上の常時使用する従業員がいることが必要となります。

① 申請者又はその支配関係法人が、その特別子会社の株式又は持分を有すること。

② 申請者の特別子会社が外国会社に該当すること。

> ホ　当該相続の開始の時において、当該中小企業者の常時使用する従業員の数が一人以上（当該中小企業者の特別子会社が外国会社に該当する場合（当該中小企業者又は当該中小企業者による支配関係がある法人が当該特別子会社の株式又は持分を有する場合に限る。）にあっては五人以上）であること。

○　**（対象会社）上場会社等・大会社・風俗営業会社非該当要件（特定特別子会社）**

相続開始の時以後認定を受けるまでの間において、申請者の特定特別子会社が上場会社等、大会社又は風俗営業会社に該当する場合には認定を受けることができません。

特定特別子会社とは、特別子会社のうち、その特別子会社の議決権を保有する代表者の親族の範囲が「代表者と生計を一にする親族」に限定されたものです。つまり、「会社」と「その代表者」と「当該代表者と生計を一にする親族」が合わせて総株主等議決権数の過半数を有している会社です。なお、認定取得後において特定特別子会社が風俗営業会社に該当することとなった場合には、施行規則第9条第3項第15号により認定が取り消されます。

> ヘ　当該相続の開始の時以後において、当該中小企業者の特定特別子会社が上場会社等、大会社又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと。

第2章　都道府県知事の認定について

第3節　都道府県知事の認定（相続）

《相続認定要件》（施行規則第6条第1項第8号）

○後継者の満たすべき要件

申請者の代表者（以下「経営承継相続人」といいます。）が次のすべての要件に該当することが必要です。

代表者が2人以上いる場合も想定されますが、複数の代表者に対して支援措置を講じることは、株式の分散による経営の不安定化を招来する可能性があり、また、世代を経る毎に株式が「ねずみ算的」に分散するおそれがあります。このため、支援措置を講じる代表者を1つの会社で1人に限定しています。

ト　当該中小企業者の代表者が次に掲げるいずれにも該当する者（二人以上あるときは、そのうちの当該中小企業者が定めた一人に限る。以下「経営承継相続人」という。）であること。

○（後継者）同族過半数・同族内筆頭株主要件

相続又は遺贈により申請者の株式等を取得した代表者であって、相続の開始の時において当該代表者に係る同族関係者と合わせて過半数の議決権を有し、かつ、同族関係者の中で筆頭株主（同族関係者の中に当該代表者と同じ割合の議決権数を有する株主がいても当該代表者は筆頭株主となります。）である者です。なお、代表者であっても、定款その他の規定により代表権を制限されている場合には、認定を受けることができません。代表権の制限の例としては、「複数の代表者が共同して会社を代表すべき旨」や「経営承継相続人は手形を振り出してはならない旨」などがあります。

（１）　当該相続又は遺贈により当該中小企業者の株式等を取得した代表者（代表権を制限されている者を除く。以下この号において同じ。）であって、当該相続の開始の時において、当該代表者に係る同族関係者と合わせて当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該代表者が有する当該株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らない者であること。

（２）　削除

○　（後継者）相続直前役員就任要件

当該相続の開始の直前において申請者の役員であることが必要です。ただし、被相続人が六十歳未満で死亡した場合には当該相続の開始の直前において役員である必要はありません。

「役員」とは、株式会社の場合には取締役、会計参与及び監査役を意味し（会社法第329条第1項）、持分会社の場合には業務を執行する社員を意味します。定款に業務を執行する社員について別段の定めがなければ、すべての社員が「業務を執行する社員」となります（会社法第590条第1項）。

（３）　当該相続の開始の直前において当該中小企業者の役員であったこと（当該代表者の被相続人が六十歳未満で死亡した場合を除く。）。

第2章　都道府県知事の認定について

第3節　都道府県知事の認定（相続）

《相続認定要件》（施行規則第6条第1項第8号）

○　**（後継者）株式継続保有要件**

代表者は、相続又は遺贈により取得した当該中小企業者の株式等のうち納税猶予の対象とする部分のすべてを所有し続けていることが必要です。

（４）　当該相続の開始の時以後において、当該代表者がその被相続人から相続又は遺贈により取得した当該中小企業者の株式等（当該相続の開始の時以後のいずれかの時において当該中小企業者が合併により消滅した場合にあっては当該合併に際して交付された吸収合併存続会社等の株式等（会社法第二百三十四条第一項の規定により競売しなければならない株式を除く。）、当該相続の開始の時以後のいずれかの時において当該中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合にあっては当該株式交換等に際して交付された株式交換完全親会社等の株式等（同項の規定により競売しなければならない株式を除く。））のうち租税特別措置法第七十条の七の二第一項の規定の適用を受けようとする株式等の全部を有していること。

（５）　削除

○**（先代経営者）同族過半数・同族内筆頭株主要件**

代表者の被相続人が、その死亡の直前において当該中小企業者の代表者である場合には、当該相続の開始の直前において当該被相続人に係る同族関係者と合わせて過半数の議決権を有し、かつ、同族関係者（当該被相続人の経営承継相続人を除きます。）の中で筆頭株主（同族関係者の中に当該代表者と同じ割合の議決権数を有する株主がいても当該代表者は筆頭株主となります。）であることです。

当該被相続人が当該相続の開始の直前において当該中小企業者の代表者でない場合には、当該被相続人が当該代表者であった期間内のいずれかの時及び当該相続の開始の直前のいずれにおいても当該被相続人に係る同族関係者と合わせて過半数の議決権を有し、かつ、同族関係者（経営承継相続人を除きます。）の中で筆頭株主（同族関係者の中に当該代表者と同じ割合の議決権数を有する株主がいても当該代表者は筆頭株主となります。）であることです。

（６）　当該代表者の被相続人（当該相続の開始前において、当該中小企業者の代表者であった者に限る。）が、当該相続の開始の直前（当該被相続人が当該相続の開始の直前において当該中小企業者の代表者でない場合には、当該被相続人が当該代表者であった期間内のいずれかの時及び当該相続の開始の直前）において、当該被相続人に係る同族関係者と合わせて当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該被相続人が有する当該中小企業者の株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者（当該中小企業者の経営承継相続人となる者を除く。）が有していた当該株式等に係る議決権の数も下回らなかった者であること。

第2章　都道府県知事の認定について

第3節　都道府県知事の認定（相続）

《相続認定要件》（施行規則第6条第1項第8号）

○　**（先代経営者）先代経営者が贈与者でないこと**

申請者が特別贈与認定中小企業者として認定を受けている場合又は認定を受けていた場合には、その会社は特別相続認定中小企業者として認定を受けることはできません。

※特別贈与認定中小企業者の先代経営者（経営承継贈与者）に相続が開始した場合に、当該特別贈与中小企業者等に係る株式について相続税の納税猶予の適用を受けたいときは、切替確認を行ってください。改めて、特別相続認定中小企業者として認定を受けることはできません。

（７）　当該中小企業者が特別贈与認定中小企業者等（第十三条第一項の特別贈与認定中小企業者等をいう。）である場合にあっては、当該代表者の被相続人が当該特別贈与認定中小企業者等の経営承継贈与者（経営承継受贈者に係る贈与者をいう。以下同じ。）でなかったこと。

○　**（先代経営者等）黄金株不保有要件（後継者以外）**

会社法第108条第1項第8号に掲げる事項についての定めがある種類の株式とは、いわゆる「拒否権付株式（＝黄金株）」です。拒否権付株式を発行している場合には、経営承継相続人以外の者が有していないことが、認定を受けるための要件となります。

チ　当該中小企業者が会社法第百八条第一項第八号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行している場合にあっては、当該相続の開始の時以後において当該株式を当該中小企業者の代表者（当該中小企業者の経営承継相続人となる者に限る。）以外の者が有していないこと。

○　**（対象会社）従業員8割維持要件（認定申請基準日まで）**

相続認定申請基準日における常時使用する従業員の数が、相続の開始の時の8割を下回っている場合には、認定を受けることはできません。

リ　相続認定申請基準日における当該中小企業者の常時使用する従業員の数が当該相続の開始の時における常時使用する従業員の数に百分の八十を乗じて計算した数（その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数。ただし、相続の時における常時使用する従業員の数が1人のときは1人とする。）を下回らないこと。

第2章　都道府県知事の認定について

第4節　都道府県知事の認定（贈与同年相続）

《認定要件の特例》（施行規則第6条第3項）
●贈与した年に贈与者の相続が開始した場合の取扱いについて

○相続又は遺贈により取得したものとみなす

贈与の日の属する年に贈与者の相続が開始した場合で、当該贈与者から相続又は遺贈により財産を取得したことにより相続税法第19条等の規定の適用を受けるときは、贈与株式等が贈与税の課税価格に算入されないため、特別贈与認定中小企業者の認定の対象になりません（相続税法第21条の2第4項、第28条第4項）。

他方で、相続税の課税価格に算入されるため、当該ケースは施行規則第6条第１項第8号の認定の対象となります。つまり、株式の贈与をした年に、贈与者の相続が開始し、贈与者から後継者に対して当該株式以外の資産の相続又は遺贈があった場合には、特別相続認定中小企業者の認定の対象となります。

一方、当該相続又は遺贈により財産を取得しない場合には、相続税法第19条等の規定の適用はありませんので、贈与税の課税対象となることから、特別贈与認定中小企業者の認定の対象となります。

※贈与税の対象となるか相続税の対象となるかは、税理士又は税務署等にご確認ください。

3　中小企業者の代表者が、贈与（第一項第七号チ（１）又は（２）に掲げる場合の区分に応じ、当該（１）又は（２）に定める贈与に限る。）により当該中小企業者の株式等を取得していた場合において、当該贈与の日の属する年において当該株式等の贈与者の相続が開始し、かつ、当該贈与者からの相続又は遺贈により財産を取得したことにより相続税法　（昭和二十五年法律第七十三号）第十九条又は第二十一条の十五 の規定により当該贈与により取得した当該株式等の価額が相続税の課税価格に加算されることとなるとき（当該株式等について同法第二十一条の十六の規定の適用がある場合を含む。）は、第一項第八号の規定の適用については、当該贈与者を当該代表者の被相続人と、当該贈与により取得した株式等を当該贈与者から相続又は遺贈により取得した株式等とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。
＜表省略＞

第2章　都道府県知事の認定について

第4節　都道府県知事の認定（受贈者の申告期限前死亡）

《認定要件の特例》（施行規則第6条第4項）
●受贈者が贈与税の申告期限前に死亡した場合の取扱いについて

○受贈者が死亡した場合にその相続人が受けられる認定

後継者（受贈者）が贈与税の申告期限前に死亡した場合には、後継者（受贈者）の相続人が贈与税の申告を行うことになります（相続税法第28条第2項第1号の規定により準用される第27条第2項）。

このことを踏まえて、贈与税の納税猶予制度の対象となり得る株式等の贈与を受けた者（後継者（２代目））が都道府県知事の認定を受ける前に死亡した場合（施行規則第6条第1項第7号の事由に該当している場合に限ります。）には、当該後継者（２代目）から相続又は遺贈により当該株式等を取得した代表者（後継者の後継者（３代目））について、施行規則第6条第1項第8号の事由により認定を受けることができるときに限り、後継者の株式等の取得に関し、第7号の事由に係る認定も受けることができます。

４　中小企業者は、当該中小企業者が第一項第七号の事由に係る法第十二条第一項の認定を受ける前に受贈者（当該中小企業者の株式等を贈与により取得した者をいう。）が死亡した場合（当該贈与の日の属する年の翌年の一月十五日までに当該受贈者が死亡した場合に限る。）において、当該死亡の直前に当該受贈者が贈与により取得した当該株式等に係る贈与税を納付することが見込まれることにより当該中小企業者が第一項第七号に該当していたときは、当該中小企業者の代表者が当該受贈者から相続又は遺贈により取得した当該中小企業者の株式等に係る相続税を納付することが見込まれることにより当該中小企業者が第一項第八号の事由に係る法第十二条第一項 の認定を受けることができるときに限り、その認定と併せて、当該受贈者が贈与により取得した当該株式等に係る贈与税を納付することが見込まれることにより第一項第七号の事由に係る法第十二条第一項の認定を受けることができる。

第2章　都道府県知事の認定について

第4節　都道府県知事の認定（相続人の申告期限前死亡）

《認定要件の特例》（施行規則第6条第5項）
●相続人が相続税の申告期限前に死亡した場合の取扱いについて

○相続人が死亡した場合にその相続人が受けられる認定

相続人が相続税の申告期限前に死亡した場合には、当該相続人の相続人が相続税の申告を行うことになります（相続税法第27条第2項）。

このことを踏まえて、相続税の納税猶予制度の対象となり得る株式等を相続又は遺贈により取得した者（第一次経営承継相続人（２代目））が都道府県知事の認定を受ける前に死亡した場合（施行規則第6条第1項第8号の事由に該当している場合に限る。）には、当該第一次経営承継相続人から相続又は遺贈により当該株式等を取得した代表者（第二次経営承継相続人（３代目））について、施行規則第6条第1項第8号の事由により認定を受けることができるときに限り、第一次経営承継相続人の株式等の取得に関し、同様に認定を受けることができることとしています。

5　中小企業者は、当該中小企業者が第一項第八号の事由に係る法第十二条第一項の認定を受ける前に第一次経営承継相続人（当該中小企業者の株式等を相続又は遺贈により取得した者をいう。）が死亡した場合（当該相続の開始の日の翌日から八月を経過する日までに当該第一次経営承継相続人が死亡した場合に限る。）において、当該死亡の直前に当該第一次経営承継相続人が相続又は遺贈により取得した当該株式等に係る相続税を納付することが見込まれることにより当該中小企業者が第一項第八号（同号の適用については、当該第一次経営承継相続人がその被相続人の相続の開始の日の翌日から五月を経過する日までに死亡した場合にあっては、当該第一次経営承継相続人が当該中小企業者の代表者とならなかったときにおいても、代表者となったものとみなす。）に該当していたときは、当該中小企業者の代表者（以下「第二次経営承継相続人」という。）が当該第一次経営承継相続人から相続又は遺贈により取得した当該中小企業者の株式等に係る相続税を納付することが見込まれることにより当該中小企業者が第一項第八号の事由に係る法第十二条第一項の認定を受けることができるときに限り、その認定と併せて、当該第一次経営承継相続人が相続又は遺贈により取得した当該株式等に係る相続税を納付することが見込まれることにより第一項第八号の事由に係る法第十二条第一項の認定を受けることができる。

第3章　都道府県知事への報告について

第1節　事業継続報告（年次報告）

事業継続報告（年次報告）とは、事業継続期間中に贈与税又は相続税の納税猶予制度の適用を引き続き受けるために、その適用の前提となっている都道府県知事の認定について取消事由に該当しないことを報告するものです。

都道府県知事の認定を受けた中小企業者は、贈与税又は相続税の申告期限の翌日から5年間（当該認定の有効期間。いわゆる「事業継続期間」。）、当該申告期限の翌日から1年を経過するごとの日の翌日から3月を経過する日までに都道府県知事に事業継続報告（年次報告）をすることが必要です。

事業継続報告（年次報告）の結果取消事由（施行規則第9条第2項・第3項・第4項ただし書）に該当することが判明した場合は、認定が取り消されることになります。また、報告を怠った場合にも認定が取り消されることになります。取消事由に該当しないことが確認された場合には都道府県知事から確認書が交付されます。

経営承継受贈者又は経営承継相続人は、贈与税又は相続税の申告期限の翌日から5年間、当該申告期限の翌日から1年を経過するごとの日の翌日から5カ月を経過する日までに税務署長に当該確認書を添付した一定の報告書を提出することが必要となります。

《贈与税の納税猶予制度の適用の前提となる認定に係る事業継続報告（年次報告）》（施行規則第12条第1項）

※贈与税納税猶予の年次報告の提出に当たっては、以下の項目を報告する必要があります。報告書は、様式第11を使用してください。

> 第十二条　特別贈与認定中小企業者は、当該認定に係る贈与に係る贈与税申告期限から五年間、当該贈与税申告期限の翌日から起算して一年を経過するごとの日（以下「贈与報告基準日」という。）の翌日から三月を経過する日までに、次に掲げる事項を都道府県知事に報告しなければならない。

施行規則第6条第１項第7号の事由に係る認定（贈与認定）を受けた場合には、贈与税の申告期限から5年間、贈与報告基準日（贈与税申告期限の翌日から起算して1年を経過するごとの日）の翌日から3カ月以内に以下の事項を都道府県知事に報告する必要があります。

> 一　贈与報告基準期間（当該贈与報告基準日の属する年の前年の贈与報告基準日（これに当たる日がないときは、贈与認定申請基準日。以下同じ。）の翌日から当該贈与報告基準日までの間をいう。以下同じ。）における代表者の氏名

後継者が代表権を有し続けていることを確認します。

第3章　都道府県知事への報告について

第1節　事業継続報告（年次報告）

《贈与税の納税猶予制度の適用の前提となる認定に係る事業継続報告（年次報告）》（施行規則第12条第1項）

二　当該贈与報告基準日における常時使用する従業員の数

事業継続期間の末日に、期間中の各贈与報告基準日における常時使用する従業員の数の平均を計算し、その平均人数が贈与の時における常時使用する従業員の数の8割を下回っていないかどうかを確認します。

また、資産保有型会社又は資産運用型会社に該当することとなった場合は、事業実態のある会社かどうかを判定することになり、その際に必要となります（常時使用する従業員（経営承継受贈者と生計を一にする親族は除きます。）の数が５人以上であることが必要になります（施行規則第6条第2項第1号、第9条第2項第12号及び第13号））。

三　贈与報告基準期間における当該特別贈与認定中小企業者の株主又は社員の氏名及びこれらの者が有する株式等に係る議決権の数

後継者が株式等を譲渡していないこと、また、後継者とその同族関係者で議決権の過半数を有し、かつ、同族関係者の中で後継者が筆頭株主（同族関係者の中に当該代表者と同じ割合の議決権数を有する株主がいても当該代表者は筆頭株主となります。）であることを確認します。

四　贈与報告基準期間において、当該特別贈与認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと。

五　贈与報告基準期間において、当該特別贈与認定中小企業者が資産保有型会社に該当しないこと。

六　贈与報告基準事業年度（当該贈与報告基準日の属する年の前年の贈与報告基準日の翌日の属する事業年度から当該贈与報告基準日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度をいう。以下同じ。）においていずれも当該特別贈与認定中小企業者が資産運用型会社に該当しないこと。

贈与認定中小企業者が、上場会社、風俗営業会社、資産保有型会社、資産運用型会社に該当していないかを確認します。

七　贈与報告基準事業年度における当該特別贈与認定中小企業者の総収入金額

総収入金額（営業外収益及び特別利益は除きます。）が零でないことを確認します。

八　贈与報告基準期間において、当該特別贈与認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと。

報告主体である特別贈与認定中小企業者に加えて、その特定特別子会社も風俗営業会社に該当しないことを確認します。

第3章　都道府県知事への報告について

第1節　事業継続報告（年次報告）

《相続税の納税猶予制度の適用の前提となる認定に係る事業継続報告（年次報告）》（施行規則第12条第3項）

相続税納税猶予の年次報告の提出に当たっては、以下の項目を報告する必要があります。報告書は、様式第11を使用してください。

> 3　特別相続認定中小企業者は、当該認定に係る相続に係る相続税申告期限から五年間、当該相続税申告期限の翌日から起算して一年を経過するごとの日（以下「相続報告基準日」という。）の翌日から三月を経過する日までに、次に掲げる事項を都道府県知事に報告しなければならない。

施行規則第6条第１項第8号の事由に係る認定を受けた場合には、相続税の申告期限から5年間、相続報告基準日（相続税申告期限の翌日から起算して1年を経過するごとの日）の翌日から3カ月以内に以下の事項を都道府県知事に報告する必要があります。

> 一　相続報告基準期間（当該相続報告基準日の属する年の前年の相続報告基準日（これに当たる日がないときは、相続認定申請基準日。以下同じ。）の翌日から当該相続報告基準までの間をいう。以下同じ。）における代表者の氏名

後継者が代表権を有し続けていることを確認します。

> 二　当該相続報告基準日における常時使用する従業員の数

事業継続期間の末日に、期間中の各相続報告基準日における常時使用する従業員の数の平均を計算し、その平均人数が相続開始の時における常時使用する従業員の数の8割を下回っていないかどうかを確認します。

また、資産保有型会社又は資産運用型会社に該当することとなった場合は、事業実態のある会社かどうかを判定することになり、その際に必要となります（常時使用する従業員（経営承継相続人の生計を一にする親族は除きます。）の数が５人以上であることが必要となります（施行規則第6条第2項第1号、第9条第3項第12号及び第13号））。

> 三　相続報告基準期間における当該特別相続認定中小企業者の株主又は社員の氏名及びこれらの者が有する株式等に係る議決権の数

後継者が株式等を譲渡していないこと、また、後継者とその同族関係者で議決権の過半数を有し、かつ、同族関係者の中で後継者が筆頭株主（同族関係者の中に当該代表者と同じ割合の議決権数を有する株主がいても当該代表者は筆頭株主となります。）であることを確認します。

第3章　都道府県知事への報告について

第1節　事業継続報告（年次報告）

《相続税の納税猶予制度の適用の前提となる認定に係る事業継続報告（年次報告）》（施行規則第12条第3項）

四　相続報告基準期間において、当該特別相続認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと。
五　相続報告基準期間において、当該特別相続認定中小企業者が資産保有型会社に該当しないこと。
六　相続報告基準事業年度（当該相続報告基準日の属する年の前年の相続報告基準日の翌日の属する事業年度から当該相続報告基準日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度をいう。以下同じ。）においていずれも当該特別相続認定中小企業者が資産運用型会社に該当しないこと。

相続認定中小企業者が、上場会社、風俗営業会社、資産保有型会社、資産運用型会社に該当していないかを確認します。

七　相続報告基準事業年度における当該特別相続認定中小企業者の総収入金額

総収入金額（営業外収益及び特別利益は除きます。）が零でないことを確認します。

八　相続報告基準期間において、当該特別相続認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと。

報告主体である特別相続認定中小企業者に加えて、その特定特別子会社も風俗営業会社に該当しないことを確認します。

第3章　都道府県知事への報告について

第2節　随時報告

随時報告とは、認定取消事由に該当したこと又は贈与税若しくは相続税の納税猶予制度の適用を受けている経営承継受贈者若しくは経営承継相続人の死亡等による納税猶予額の免除を受けるにあたり一定の事由に該当しないことを報告するものです。（死亡等には、経営承継受贈者若しくは経営承継相続人が死亡した場合や、やむを得ない事情により認定中小企業者の代表者を退任した場合を含みます。）

事業継続期間中に、認定取消事由（雇用維持要件を満たさなかった場合及び経営承継贈与者が死亡した場合で切替確認を受けない場合を除きます。）に該当した場合には、当該該当した日の翌日から１カ月（後継者が死亡した場合及び後継者にやむを得ない事情が発生し、認定中小企業者の代表者を退任した上で次の後継者（３代目）へ猶予株式を贈与した場合には、４月以内）を経過する日までにその旨を随時報告しなければなりません。

経営承継受贈者又は経営承継相続人の死亡等があった場合の随時報告の結果、一定の事由に該当しないことが確認された場合には、都道府県知事から確認書が交付されます。

当該該当する日の翌日から6カ月を経過する日までに税務署長に当該確認書を添付した一定の届出書を提出することで納税猶予税額の免除を受けることができます。

《贈与税の納税猶予制度の適用の前提となる認定に係る随時報告》（施行規則第12条第5項）

贈与税納税猶予の随時報告の提出に当たっては、以下の項目を報告する必要があります。報告書は、様式第12を使用してください。

> 5　第一項の規定にかかわらず、特別贈与認定中小企業者は、次の表の各号の上欄に掲げる場合に該当することとなった場合（当該認定に係る贈与に係る贈与税申告期限前に当該特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者が死亡した場合を除く。）には、当該各号の中欄に掲げる日（以下「随時贈与報告基準日」という。）の翌日から一月（第二号及び第三号の上欄に掲げる場合に該当することとなった場合にあっては、四月）を経過する日までに、当該各号の下欄に掲げる旨を都道府県知事に報告しなければならない。
> 〈表省略〉

認定取消事由に該当した場合には、年1回の事業継続報告（年次報告）とは別に、認定取消事由に該当した日から原則として１月以内（後継者が死亡した場合及び後継者にやむを得ない事情が発生し、認定中小企業者の代表者を退任した上で次の後継者（３代目）へ猶予株式を贈与した場合には、４月以内）に報告をしなければなりません。

なお、「当該認定に係る贈与に係る贈与税申告期限前に当該特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者が死亡した場合」は施行規則第9条第2項第1号に該当しますが、贈与税の納税猶予制度が適用される前の状態であるため、報告は必要ありません。

第3章　都道府県知事への報告について

第2節　随時報告

《贈与税の納税猶予制度の適用の前提となる認定に係る随時報告》（施行規則第12条第5項）

●経営承継受贈者が死亡したとき（施行規則第12条第5項第2号）

当該経営承継受贈者が死亡したこと（ただし、次に掲げる事項も併せて報告しなければならない。）
イ　随時贈与報告基準期間（当該随時贈与報告基準日の直前の贈与報告基準日の翌日から当該随時贈与報告基準日までの間をいう。以下同じ。）における代表者の氏名
ロ　当該随時贈与報告基準日における常時使用する従業員の数
ハ　随時贈与報告基準期間における当該特別贈与認定中小企業者の株主又は社員の氏名及びこれらの者が有する株式等に係る議決権の数
ニ　随時贈与報告基準期間において、当該特別贈与認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと
ホ　随時贈与報告基準期間において、当該特別贈与認定中小企業者が資産保有型会社に該当しないこと
ヘ　随時贈与報告基準事業年度（当該随時贈与報告基準日の直前の贈与報告基準日の翌日の属する事業年度から当該随時贈与報告基準日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度をいう。以下同じ。）においていずれも当該特別贈与認定中小企業者が資産運用型会社に該当しないこと
ト　随時贈与報告基準事業年度における当該特別贈与認定中小企業者の総収入金額
チ　随時贈与報告基準期間において、当該特別贈与認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと

上述したとおり、経営承継受贈者の死亡は猶予された贈与税の免除要件となっていますが、贈与税を免除するにあたって、経営承継受贈者の死亡以外の認定取消事由に該当していないことについて確認を受ける必要があります。上記は、認定取消事由に該当していないことを報告するものです。

報告の結果、認定取消事由に該当しないことが確認された場合には、都道府県知事から確認書が交付されます（規則第12条第14項）。

なお、随時報告書の提出期限は、経営承継受贈者の死亡の日の翌日から4カ月を経過する日です。

第3章　都道府県知事への報告について

第2節　随時報告

《贈与税の納税猶予制度の適用の前提となる認定に係る随時報告》（施行規則第12条第5項）

●経営承継受贈者が認定中小企業者の代表者を退任したとき（施行規則第12条第5項第3号）

特別贈与認定株式再贈与が生じたこと（ただし、次に掲げる事項も併せて報告しなければならない。）
イ　随時贈与報告基準期間における代表者の氏名
ロ　当該随時贈与報告基準日における常時使用する従業員の数
ハ　随時贈与報告基準期間における当該特別贈与認定中小企業者の株主又は社員の氏名及びこれらの者が有する株式等に係る議決権の数
ニ　随時贈与報告基準期間において、当該特別贈与認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと
ホ　随時贈与報告基準期間において、当該特別贈与認定中小企業者が資産保有型会社に該当しないこと
ヘ　随時贈与報告基準事業年度においていずれも当該特別贈与認定中小企業者が資産運用型会社に該当しないこと
ト　随時贈与報告基準事業年度における当該特別贈与認定中小企業者の総収入金額
チ　随時贈与報告基準期間において、当該特別贈与認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと
リ　当該経営承継受贈者が代表者を退任した日
ヌ　当該経営承継受贈者が第九条第四項各号のいずれかに該当する事実に至ったこと

経営承継受贈者にやむを得ない事情が発生し、認定中小企業者の代表者を退任した上で、次の後継者（３代目）へ猶予株式を贈与した場合、他の認定取消事由に該当していないことについて確認を受ける必要があります。上記は、認定取消事由に該当していないことを報告するものです。

報告の結果、認定取消事由に該当しないことが確認された場合には、都道府県知事から様式第16による確認書が交付されます（施行規則第12条第14項）。

なお、随時報告書の提出期限は、経営承継受贈者が認定中小企業者の代表者を退任した日の翌日から4カ月を経過する日です。

第3章　都道府県知事への報告について

第2節　随時報告

《相続税の納税猶予制度の適用の前提となる認定に係る随時報告》（施行規則第12条第7項）

相続税納税猶予の随時報告の提出に当たっては、以下の項目を報告する必要があります。報告書は、様式第12を使用してください。

７　第三項の規定にかかわらず、特別相続認定中小企業者は、次の表の各号の上欄に掲げる場合に該当することとなった場合（当該認定に係る相続に係る相続税申告期限前に当該特別相続認定中小企業者の経営承継相続人が死亡した場合を除く。）には、当該各号の中欄に掲げる日（以下「随時相続報告基準日」という。）の翌日から一月（第二号及び第三号の上欄に掲げる場合に該当することとなった場合にあっては、四月）を経過する日までに、当該各号の下欄に掲げる旨を都道府県知事に報告しなければならない。
〈表省略〉

認定取消事由に該当した場合には、年1回の事業継続報告（年次報告）とは別に、認定取消事由に該当した日から原則として１月以内（後継者が死亡した場合及び後継者にやむを得ない事情が発生し、認定中小企業者の代表者を退任した上で次の後継者（３代目）へ猶予株式を贈与した場合には、４月以内）に報告をしなければなりません。

なお、「当該認定に係る相続に係る相続税申告期限前に当該特別相続認定中小企業者の経営承継相続人が死亡した場合」は施行規則第9条第3項第1号に該当しますが、相続税の納税猶予制度が適用される前の状態であるため、報告は必要ありません。

第3章　都道府県知事への報告について

第2節　随時報告

《相続税の納税猶予制度の適用の前提となる認定に係る随時報告》（施行規則第12条第7項）

●経営承継相続人が死亡したとき（施行規則第12条第7項第2号）

当該経営承継相続人が死亡したこと（ただし、次に掲げる事項も併せて報告しなければならない。）

イ　随時相続報告基準期間（当該随時相続報告基準日の直前の相続報告基準日の翌日から当該随時相続報告基準日までの間をいう。以下同じ。）における代表者の氏名

ロ　当該随時相続報告基準日における常時使用する従業員の数

ハ　随時相続報告基準期間における当該特別相続認定中小企業者の株主又は社員の氏名及びこれらの者が有する株式等に係る議決権の数

ニ　随時相続報告基準期間において、当該特別相続認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと

ホ　随時相続報告基準期間において、当該特別相続認定中小企業者が資産保有型会社に該当しないこと

ヘ　随時相続報告基準事業年度（当該随時相続報告基準日の直前の相続報告基準日の翌日の属する事業年度から当該随時相続報告基準日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度をいう。以下同じ。）においていずれも当該特別相続認定中小企業者が資産運用型会社に該当しないこと

ト　随時相続報告基準事業年度における当該特別相続認定中小企業者の総収入金額チ　随時相続報告基準期間において、当該特別相続認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと

上述したとおり、経営承継相続人の死亡は猶予された相続税の免除要件となっていますが、相続税を免除するに当たって、経営承継相続人の死亡以外の認定取消事由に該当していないことについて確認を受ける必要があります。上記は、認定取消事由に該当していないことを報告するものです。報告の結果、認定取消事由に該当しないことが確認された場合には、都道府県知事から様式第16による確認書が交付されます（施行規則第12条第14項）。

なお、随時報告書の提出期限は、経営承継相続人の死亡の日の翌日から4カ月を経過する日です。

第3章　都道府県知事への報告について

第2節　随時報告

《相続税の納税猶予制度の適用の前提となる認定に係る随時報告》（施行規則第12条第7項）

●経営承継相続人が認定中小企業者の代表者を退任したとき（施行規則第12条第7項第3号）

特別相続認定株式贈与が生じたこと（ただし、次に掲げる事項も併せて報告しなければならない。）
イ　随時相続報告基準期間における代表者の氏名
ロ　当該随時相続報告基準日における常時使用する従業員の数
ハ　随時相続報告基準期間における当該特別相続認定中小企業者の株主又は社員の氏名及びこれらの者が有する株式等に係る議決権の数
ニ　随時相続報告基準期間において、当該特別相続認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと
ホ　随時相続報告基準期間において、当該特別相続認定中小企業者が資産保有型会社に該当しないこと
ヘ　随時相続報告基準事業年度においていずれも当該特別相続認定中小企業者が資産運用型会社に該当しないこと
ト　随時相続報告基準事業年度における当該特別相続認定中小企業者の総収入金額
チ　随時相続報告基準期間において、当該特別相続認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと
リ　当該経営承継相続人が代表者を退任した日
ヌ　当該経営承継相続人が第九条第四項各号のいずれかに該当する事実に至ったこと

経営承継相続人にやむを得ない事情が発生し、認定中小企業者の代表者を退任した上で、次の後継者（３代目）へ猶予株式を贈与した場合、他の認定取消事由に該当していないことについて確認を受ける必要があります。上記は、認定取消事由に該当していないことを報告するものです。

報告の結果、認定取消事由に該当しないことが確認された場合には、都道府県知事から様式第16による確認書が交付されます（施行規則第12条第14項）。

なお、随時報告書の提出期限は、経営承継相続人が認定中小企業者の代表者を退任した日の翌日から4カ月を経過する日です。

第3章　都道府県知事への報告について

第3節　臨時報告

臨時報告とは、贈与税の納税猶予制度の適用を受けている経営承継受贈者が、経営承継贈与者の死亡による納税猶予税額の免除を受けるにあたり一定の事由に該当しないことを報告するものです。

なお、納税猶予の適用を受けている非上場株式の贈与を複数回行った場合においては、最も古い時期の経営承継贈与者の相続が開始した場合に、臨時報告の提出が必要になります。（例えば、１代目→２代目、２代目→３代目、３代目→４代目と納税猶予の適用を受けた株式の贈与が繰り返された場合、１代目の相続が開始した際に、臨時報告の提出が必要になります。）

特別贈与認定中小企業者は、事業継続期間中に経営承継贈与者の相続が開始した場合には、当該相続の開始の日の翌日から8カ月を経過する日までに、毎年の事業継続報告（年次報告）とは別に臨時報告を行うことが必要です。

臨時報告の結果、一定の事由に該当しないことが確認された場合には、都道府県知事から様式第16による確認書が交付されます（施行規則第12条第14項）。

経営承継受贈者は、納税猶予税額の免除を受けるためには、当該経営承継贈与者の相続の開始の日の翌日から10カ月を経過する日までに、税務署長に当該確認書を添付した一定の届出書を提出することが必要となります。

《贈与税の納税猶予制度の適用の前提となる認定に係る臨時報告》（施行規則第12条第11項）

贈与税納税猶予の臨時報告の提出に当たっては、以下の項目を報告する必要があります。報告書は、様式第15を使用してください。

> 11　第一項の規定にかかわらず、特別贈与認定中小企業者は、当該認定の有効期限までに当該特別贈与認定中小企業者の経営承継贈与者（当該経営承継贈与者が当該特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者へ認定贈与株式を法第十二条第一項の認定に係る贈与をする前に、当該特別贈与認定中小企業者の認定贈与株式を法第十二条第一項の認定に係る受贈をしている場合にあっては、当該特別贈与認定中小企業者の認定贈与株式を法第十二条第一項の認定に係る贈与をした経営承継受贈者のうち最も古い時期に当該特別贈与認定中小企業者の認定贈与株式を法第十二条第一項の認定に係る受贈をした者に、贈与をした者とする。以下同じ。）の相続が開始した場合（当該認定に係る贈与に係る贈与税申告期限前に当該経営承継贈与者の相続が開始した場合を除く。）にあっては、当該経営承継贈与者の相続の開始の日（以下「臨時贈与報告基準日」という。）の翌日から八月を経過する日までに、次に掲げる事項を都道府県知事に報告しなければならない。

「当該認定に係る贈与に係る贈与税申告期限前に当該経営承継贈与者の相続が開始した場合」を報告対象から除外しているのは、贈与税の納税猶予制度の適用前の状況であるためです。

また、報告期限を「相続開始の日の翌日から8月を経過する日」としたのは、猶予された贈与税の免除を受けるためには、相続開始の日の翌日から10月を経過する日までに、税務署長に免除届出書を提出する必要があるからです。

> 一　臨時贈与報告基準期間における代表者の氏名

後継者が代表権を有し続けているか確認します。

第3章　都道府県知事への報告について

第3節　臨時報告

《贈与税の納税猶予制度の適用の前提となる認定に係る臨時報告》（施行規則第12条第11項）

二　臨時贈与雇用報告期間（当該特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者の贈与税申告期限の翌日から当該認定の有効期限までの期間内に経営承継贈与者の相続が開始した場合における当該贈与税申告期限の翌日から当該相続の開始の日の前日までの期間をいう。）の末日において、当該臨時贈与雇用報告期間内に存する当該特別贈与認定中小企業者の贈与報告基準日におけるそれぞれの常時使用する従業員の数の合計を当該臨時贈与雇用報告期間内に存する当該贈与報告基準日の数で除して計算した数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数。ただし、当該贈与の時における常時使用する従業員の数が一人のときは、一人とする。）

臨時贈与雇用報告期間（経営承継受贈者の贈与税申告期限の翌日から経営承継贈与者の相続開始の日の前日までの期間をいいます。）の末日において、当該臨時贈与報告期間内に到来した贈与報告基準日におけるそれぞれの常時使用する従業員の数の合計を、当該贈与報告基準日の数で除して計算した平均従業員数が、贈与の時における常時使用する従業員数の8割以上であるかどうかを確認します。

なお、施行規則第13条の切替確認申請を行い同条第1項の確認を受けた場合には、贈与雇用判定期間の末日において雇用確保要件の判定を行いますので、臨時贈与雇用判定期間の末日において雇用確保要件の判定は行いません。

三　臨時贈与報告基準期間における当該特別贈与認定中小企業者の株主又は社員の氏名及びその有する株式等に係る議決権の数

後継者が株式等を譲渡していないこと、また、後継者とその同族関係者で総株主等議決権数の過半数を有し、かつ、同族関係者の中で後継者が筆頭であることを確認します。

四　臨時贈与報告基準期間において当該特別相贈与定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社に該当しないこと。

五　臨時贈与報告基準期間において、当該特別贈与認定中小企業者が資産保有型会社に該当しないこと。

六　臨時贈与報告基準事業年度において、いずれも当該特別贈与認定中小企業者が資産運用型会社に該当しないこと。

認定中小企業者が、上場会社、風俗営業会社、資産保有型会社、資産運用型会社に該当していないかを確認します。

七　臨時贈与報告基準事業年度における当該特別贈与認定中小企業者の総収入金額

総収入金額（営業外収益及び特別利益を除きます。）が零でないことを確認します。

八　臨時贈与報告基準期間において、当該特別贈与認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと。

報告主体である特別贈与認定中小企業者に加えて、その特定特別子会社も風俗営業会社に該当しないこと確認します。

第4章　認定の取消しについて

第1節　認定取消事由の概要（贈与）

認定取消事由に該当していることが判明した場合には、認定が取り消されます。
認定の取消事由の概要については、下表を参照してください。

【経営承継円滑化法（贈与税）の認定取消事由】

事由	必要な手続き
１．後継者（受贈者）が死亡した場合	随時報告
２．認定承継会社の代表者を退任した場合 （代表権を制限されたことを含みます。）	随時報告
３．雇用の平均8割維持要件を満たさなくなった場合	- （注：年次報告で確認）
４．議決権同族過半数要件を満たさなくなった場合 （一部再贈与について確認を受けた場合を除きます。）	随時報告
５．同族内筆頭要件を満たさなくなった場合 （一部再贈与について確認を受けた場合を除きます。）	随時報告
６．認定に係る贈与により取得した株式の議決権に制限を加えた場合	随時報告
７．（持分会社の場合）後継者の議決権を制限した場合	随時報告
８．納税猶予対象株式を譲渡した場合 （一部再贈与について確認を受けた場合を除きます。） （吸収分割承継会社等の株式等を配当財産とする剰余金の配当があった場合を含みます。）	随時報告
９．黄金株を経営承継受贈者以外の者が保有した場合	随時報告
１０．解散した場合	随時報告
１１．上場会社・風俗営業会社に該当した場合	随時報告
１２．資産保有型会社に該当した場合	随時報告
１３．資産運用型会社に該当した場合	随時報告
１４．総収入金額ゼロに該当した場合	随時報告
１５．特定特別子会社が風俗営業会社に該当した場合	随時報告
１６．年次報告書を未提出又は虚偽の報告等をしていた場合	随時報告
１７．偽りその他不正の手段により認定を受けた場合	随時報告
１８．資本金を減少した場合（欠損填補目的等を除きます。）	随時報告
１９．準備金を減少した場合（欠損填補目的等を除きます。）	随時報告
２０．組織変更があった場合 （認定承継会社の株式等以外の財産の交付があった場合に限ります。）	随時報告
２１．再び認定承継会社の代表者になった場合	随時報告
２２．先代経営者（贈与者）が死亡した場合に切替確認を受けなかった場合	（臨時報告）
２３．自発的な猶予の取消申請をした場合	随時報告
２４．合併により消滅した場合 （第５章第１節に掲げる場合を除く）	合併報告
２５．株式交換・株式移転により完全子会社となった場合 （第５章第２節に掲げる場合を除く）	株式交換等報告

第4章　認定の取消しについて

第1節　認定取消事由の概要（贈与）

納税が猶予されている贈与税については、以下に掲げる事由に応じて、全部納税・一部納税・免除されます。

【贈与税納税猶予制度の確定事由】

事由		事業継続期間内	事業継続期間経過後
先代経営者（贈与者）の要件	１．再び認定承継会社の代表者になった場合	A※１	－
	２．先代経営者（贈与者）が死亡した場合	C	C
後継者（受贈者）の要件	１．認定承継会社の代表者を退任した場合	A※１	－
	２．議決権同族過半数要件を満たさなくなった場合	A	－
	３．同族内筆頭要件を満たさなくなった場合	A	－
	４．納税猶予対象株式を譲渡した場合	A	B
	５．次の後継者（3代目）が納税猶予の認定を受けて受贈した場合	C※２	C
	６．自発的な猶予の取消申請をした場合	A	A
	７．後継者（受贈者）が死亡した場合	C	C
会社の要件	１．雇用の平均8割維持要件を満たさなくなった場合	A	－
	２．会社分割 （吸収分割承継会社等の株式等を配当財産とする剰余金の配当があった場合に限る。）	A	B
	３．組織変更 （認定承継会社の株式等以外の財産の交付があった場合に限る）	A	B
	４．解散した場合	A	A
	５．資産保有型会社・資産運用型会社に該当した場合	A	A
	６．総収入金額ゼロに該当した場合	A	A
	７．資本金・準備金を減少した場合 （欠損填補目的等を除く）	A	A
	８．合併により消滅した場合 （第５章第１節に掲げる場合を除く）	A	B
	９．株式交換・株式移転により完全子会社となった場合 （第５章第２節に掲げる場合を除く）	A	B
	１０．上場会社・風俗営業会社に該当した場合	A	－
	１１．特定特別子会社が風俗営業会社に該当した場合	A	－
	１２．黄金株を経営承継受贈者以外の者が保有した場合	A	－
	１３．後継者の代表権・議決権を制限した場合	A	－
	１４．年次報告書や継続届出書を未提出又は虚偽の報告等をしていた場合　等	A	A

A　…　猶予されていた贈与税の全額及び利子税を納付します.
　　事業継続期間内に該当した場合には、随時報告書を提出してください。
B　…　猶予されていた贈与税のうちの一部及び利子税を納付します。
C　…　猶予されていた贈与税が免除されます。（税務署に「免除届出書」又は「免除申請書」を提出してください。）
　　猶予継続贈与の適用を受ける場合には、猶予継続贈与した株式等に対応する部分のみが免除されます。
※1　後継者に「やむを得ない理由」が生じた場合を除きます。
※2　後継者に「やむを得ない理由」が生じたことにより株式等の譲渡等を行った場合に限ります。

第4章　都道府県知事認定の取消しについて

第2節　認定取消事由（贈与）

《贈与税の納税猶予制度の適用の前提となる認定に係る取消事由》（施行規則第9条第2項）

一　当該特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者が死亡したこと。

経営承継受贈者（後継者）が死亡した場合には、認定が取り消されます。

二　当該特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者が当該特別贈与認定中小企業者の代表者を退任したこと（その代表権を制限されたことを含む。以下この条において同じ。）。

経営承継受贈者（後継者）が代表者を退任した場合には、認定が取り消されます。ただし、施行規則第9条第4項各号のいずれかに該当する場合には、代表者を退任し又は代表権が制限された場合であっても、認定取消事由に該当しないものとみなします。

【施行規則第9条第4項各号】

- 精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けたこと。
- 身体障害者手帳（1級又は2級）の交付を受けたこと。
- 要介護認定（要介護五）を受けたこと。
- 上記に類すると認められること。

三　贈与雇用判定期間（当該特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者の贈与税申告期限の翌日から当該認定の有効期限までの期間をいう。以下この号において同じ。）の末日又は臨時贈与雇用判定期間（当該特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者の贈与税申告期限の翌日から当該認定の有効期限までの期間内に当該特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者又は経営承継贈与者の相続が開始した場合（経営承継贈与者の相続が開始した場合にあっては、当該相続の開始の日の翌日から八月を経過する日までに第十三条第二項に規定する申請書を都道府県知事に提出し、かつ、同条第1項の確認を受けた場合を除く。）における当該贈与税申告期限の翌日から当該相続の開始の日の前日までの期間をいう。以下この号において同じ。）の末日において、当該贈与雇用判定期間内又は当該臨時贈与雇用判定期間内に存する当該特別贈与認定中小企業者の贈与報告基準日（第十二条第一項の贈与報告基準日をいう。以下この号において同じ。）におけるそれぞれの常時使用する従業員の数の合計を当該贈与雇用判定期間内又は当該臨時贈与雇用判定期間内に存する当該贈与報告基準日の数で除して計算した数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）が、当該認定に係る贈与の時における常時使用する従業員の数に百分の八十を乗じて計算した数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数。ただし、当該贈与の時における常時使用する従業員の数が一人のときは、一人とする。）を下回る数となったこと。

贈与雇用判定期間（経営承継受贈者の贈与税申告期限の翌日から当該認定の有効期限までの期間をいいます。）の末日において、当該贈与雇用判定期間内の各贈与報告基準日（贈与税申告期限の翌日から起算して1年を経過するごとの日）における常時使用する従業員の数の合計を計算し、これを当該贈与報告基準日の数で除すことによって、当該贈与雇用判定期間内の従業員数の平均人数を計算します。そして、この平均人数が、贈与の時の常時使用する従業員の数の8割（端数切捨て）を下回った場合には、認定が取り消されます。

第4章　都道府県知事認定の取消しについて

第2節　認定取消事由（贈与）

《贈与税の納税猶予制度の適用の前提となる認定に係る取消事由》（施行規則第9条第2項）

四　当該特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者に係る同族関係者と合わせて有する当該特別贈与認定中小企業者の株式等に係る議決権の数の合計が、当該特別贈与認定中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十以下となったこと（第八号に規定する特別贈与認定株式一部再贈与について第十二条第十四項に基づく確認を受けた場合を除く。）。

経営承継受贈者（後継者）とその同族関係者で有する議決権の数が、総株主等議決権数の50%以下となった場合には、認定が取り消されます。

ただし、経営承継受贈者（２代目）から次の後継者（３代目）に「特別贈与認定株式一部再贈与」（※）が行われた場合には、認定は取り消されません。

（※）「特別贈与認定株式一部再贈与」とは、贈与税の納税猶予を受けている後継者（２代目）が、納税猶予株式の一部を次の後継者（３代目）に贈与し、その後継者（３代目）が納税猶予を受ける場合における贈与のことです。

五　当該特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者に係る同族関係者のうちいずれかの者が、当該経営承継受贈者が有する当該特別贈与認定中小企業者の株式等に係る議決権の数を超える議決権の数を有することとなったこと（第八号に規定する特別贈与認定株式一部再贈与について第十二条第十四項に基づく都道府県知事の確認を受けた場合を除く。）。

経営承継受贈者（後継者）が同族関係者の中で筆頭株主でなくなった場合には、認定が取り消されます。

ただし、経営承継受贈者（２代目）から次の後継者（３代目）に「特別贈与認定株式一部再贈与」が行われた場合には、認定は取り消されません。

六　当該特別贈与認定中小企業者が株式会社である場合にあっては、その経営承継受贈者が当該認定に係る贈与により取得した当該特別贈与認定中小企業者の株式（租税特別措置法第七十条の七第一項の規定の適用を受けている若しくは受けようとする又は同法第七十条の七の四第一項の規定の適用を受けている株式に限る。）の全部又は一部の種類を株主総会において議決権を行使することができる事項につき制限のある種類の株式に変更したこと。

七　当該特別贈与認定中小企業者が持分会社である場合にあっては、その経営承継受贈者が有する議決権を制限する旨の定款の変更をしたこと。

株式会社である場合は、経営承継受贈者（後継者）が取得した納税猶予対象株式につき、議決権制限株式に変更した場合には認定が取り消されます。

持分会社である場合は、経営承継受贈者の議決権を制限する旨の定款の変更をした場合には、認定が取り消されます。

第4章　都道府県知事認定の取消しについて

第2節　認定取消事由（贈与）

《贈与税の納税猶予制度の適用の前提となる認定に係る取消事由》（施行規則第9条第2項）

八　当該特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者が当該認定に係る贈与により取得した当該特別贈与認定中小企業者の株式等（当該特別贈与認定中小企業者が合併により消滅した場合にあっては当該合併に際して交付された吸収合併存続会社等の株式等（会社法第二百三十四条第一項の規定により競売しなければならない株式を除く。）、当該特別贈与認定中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合にあっては当該株式交換等に際して交付された株式交換完全親会社等の株式等（同項の規定により競売しなければならない株式を除く。））のうち租税特別措置法第七十条の七第一項の規定の適用を受けている若しくは受けようとする又は同法第七十条の七の四第一項の規定の適用を受けている株式等（以下「認定贈与株式」という。）の全部又は一部を譲渡したこと（当該特別贈与認定中小企業者が会社分割により吸収分割会社（会社法第七百五十八条第一号に規定する吸収分割会社をいう。以下同じ。）又は新設分割会社（同法第七百六十三条第五号に規定する新設分割会社をいう。以下同じ。）となる場合において、吸収分割がその効力を生ずる日又は新設分割設立会社（同法第七百六十三条に規定する新設分割設立会社をいう。以下同じ。）の成立の日に、吸収分割承継会社（同法第七百五十七条に規定する吸収分割承継会社をいう。）又は新設分割設立会社の株式又は持分を配当財産とする剰余金の配当をしたことを含み、当該経営承継受贈者が当該特別贈与認定中小企業者の代表者を退任した場合（第四項各号のいずれかに該当するに至った場合に限る。）において、当該経営承継受贈者が当該特別贈与認定中小企業者の認定贈与株式の一部について法第十二条第一項の認定に係る贈与（以下「特別贈与認定株式一部再贈与」という。）をしたことについて、第十二条第十四項に基づく都道府県知事の確認を受けたときを除く。）。

経営承継受贈者（後継者）が先代経営者から贈与により取得した株式等を譲渡（贈与を含みます。）した場合には、認定が取り消されます。なお、会社分割を行った場合であって、吸収分割承継会社又は新設分割設立会社の株式等を配当財産とする剰余金の配当があったときには、会社分割によって特別贈与認定中小企業者の株式等の価値が低下するのと引換えに、吸収分割承継会社又は新設分割設立会社の株式等を取得したということができ、経済実質的に株式等の譲渡により対価を得たことと同一視できるため、同様に、認定が取り消されます。

ただし、経営承継受贈者（２代目）にやむを得ない事情が発生し、認定中小企業者の代表者を退任し、次の後継者（３代目）に「特別贈与認定株式一部再贈与」が行われた場合には、認定は取り消されません。

第4章　都道府県知事認定の取消しについて

第2節　認定取消事由（贈与）

《贈与税の納税猶予制度の適用の前提となる認定に係る取消事由》（施行規則第9条第2項）

九　当該特別贈与認定中小企業者が会社法第百八条第一項第八号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行している場合にあっては、当該株式を当該特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者以外の者が有することとなったこと。

「会社法第108条第1項第8号に掲げる事項についての定めがある種類の株式」（いわゆる拒否権付株式（＝黄金株））を経営承継受贈者（後継者）以外の者が有することになった場合には、経営承継受贈者（後継者）の意思決定に対して拒否権を発動できる者がいることになり、経営承継受贈者の経営権が不完全なものになるため、認定が取り消されます。

十　当該特別贈与認定中小企業者が解散（合併により消滅する場合を除き、会社法その他の法律の規定により解散したものとみなされる場合を含む。以下同じ。）したこと。

会社が解散した場合には、認定が取り消されます。

合併による消滅は、会社の解散事由ですが（会社法第471条第4号）、合併の効力発生時に法人格が消滅するため、認定は、原則としてその効力が消滅します（施行規則第10条第1項本文）ので、取消事由から除外しています。

「会社法その他の法律の規定により解散したものとみなされる場合」とは、例えば、会社法第472条による休眠会社のみなし解散があります。

十一　当該特別贈与認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社に該当したこと。

事業継続期間中に上場会社等又は風俗営業会社に該当した場合には、認定が取り消されます。

なお、特別贈与認定中小企業者が認定後に事業の拡大や成長等に伴い資本金や従業員数が増加し中小企業者に該当しないこととなった場合であっても、認定取消事由には該当しません。

第4章　都道府県知事認定の取消しについて

第2節　認定取消事由（贈与）

《贈与税の納税猶予制度の適用の前提となる認定に係る取消事由》（施行規則第9条第2項）

十二　当該特別贈与認定中小企業者が資産保有型会社（第六条第二項第一号及び第二号のいずれにも該当する特別子会社であって、同項第三号イからハまでに掲げるいずれかの業務をしているものの株式又は持分を特定資産から除いた場合であっても、資産保有型会社に該当する会社に限り、同項第一号及び第二号のいずれにも該当する会社であって、同項第三号イからハまでに掲げるいずれかの業務をしているものを除く。以下同じ。）に該当したこと。
十三　贈与認定申請基準日の属する事業年度以後のいずれかの事業年度において、当該特別贈与認定中小企業者が資産運用型会社（第六条第二項第一号及び第二号のいずれにも該当する特別子会社であって、同項第三号イからハまでに掲げるいずれかの業務をしているものの株式又は持分を特定資産から除いた場合であっても、資産運用型会社に該当する会社に限り、同項第一号及び第二号のいずれにも該当する会社であって、同項第三号イからハまでに掲げるいずれかの業務をしているものを除く。以下同じ。）に該当したこと。

資産保有型会社又は資産運用型会社に該当した場合には、認定が取り消されます。
この資産保有型会社又は資産運用型会社の判定に当たっては、①実質的に事業実態のある会社（第6条第2項第1号及び第2号のいずれにも該当する会社であって、同項第3号イからハまでに掲げるいずれかの業務をしている会社をいいます。）が除かれるとともに、②その特定資産の計算に際して、実質的に事業実態のある特別子会社（第6条第2項第1号及び第2号のいずれにも該当する会社であって、同項第3号イからハまでに掲げるいずれかの業務をしている会社をいいます。）の株式又は持分が除かれます。

十四　贈与認定申請基準日の属する事業年度以後のいずれかの事業年度において、当該特別贈与認定中小企業者の総収入金額が零であったこと。

贈与認定申請基準日の属する事業年度以後の事業年度において、総収入金額（営業外収益及び特別利益は除きます。）がゼロであった場合には、事業実態がないことから、認定が取り消されます。

十五　当該特別贈与認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当したこと。

特定特別子会社が風俗営業会社に該当した場合には、認定が取り消されます。なお、特定特別子会社が認定後に大会社や上場会社等に該当した場合であっても、認定取消事由には該当しません。

十六　第十二条第一項、第五項及び第十一項の報告をせず、又は虚偽の報告をしたこと。
十七　偽りその他不正の手段により当該認定を受けたこと。

施行規則第12条第1項（事業継続報告（年次報告））、第5項（随時報告）、第11項（臨時報告）に係る報告をしなかった場合や虚偽の報告をした場合、あるいは偽りその他不正の手段により認定を受けた場合には、認定が取り消されます。

第4章　都道府県知事認定の取消しについて

第2節　認定取消事由（贈与）

《贈与税の納税猶予制度の適用の前提となる認定に係る取消事由》（施行規則第9条第2項）

十八　当該特別贈与認定中小企業者が会社法第四百四十七条第一項又は第六百二十六条第一項の規定により資本金の額を減少したこと（減少する資本金の額の全部を準備金とする場合並びに同法第三百九条第二項第九号イ及びロに該当する場合を除く。以下同じ。）。

減資を行った場合（株式会社の場合は会社法第447条第1項、合同会社の場合は同法第626条第1項）には、認定が取り消されます。ただし、減少資本金額の全額を準備金とする場合及び欠損填補目的の減資（会社法第309条第2項第9号イとロに該当する場合）については、認定は取り消されません。なお、会社法第447条第3項に該当した場合であっても、欠損填補目的の減資でないときは本号に該当します。

十九　当該特別贈与認定中小企業者が会社法第四百四十八条第一項の規定により準備金の額を減少したこと（減少する準備金の額の全部を資本金とする場合及び同法第四百四十九条第一項ただし書に該当する場合を除く。以下同じ。）。

準備金の額の減少を行った場合には、認定が取り消されます。ただし、減少準備金額の全額を資本金とする場合及び欠損填補目的の準備金の額の減少（会社法第449条第1項但書きに該当する場合）については、認定は取り消されません。

二十　当該特別贈与認定中小企業者が組織変更をした場合にあっては、当該組織変更に際して当該特別贈与認定中小企業者の株式等以外の財産が交付されたこと。

組織変更を行った場合において、組織変更後の会社の株式等に代えて、組織変更後の会社の株式等以外の財産（金銭等）を、後継者が受け取った場合、組織変更により当該株式等以外の財産を受け取った部分につき、経済実質的に組織変更前の会社の株式等の譲渡を行ったことと同一視できるため、認定が取り消されます。

二十一　当該特別贈与認定中小企業者の経営承継贈与者が当該特別贈与認定中小企業者の代表者となったこと。

経営承継贈与者が特別贈与認定中小企業者の代表者となった場合には、認定が取り消されます。この「代表者」とは、代表権に制限のない代表者だけでなく、代表権に一部制限のある者も含みます。

二十二　当該認定の有効期限までに当該特別贈与認定中小企業者の経営承継贈与者の相続が開始した場合にあっては、当該特別贈与認定中小企業者が第十三条第一項の確認を受けていないこと。

認定の有効期限までに経営承継贈与者の相続が開始した場合において、当該特別贈与認定中小企業者が経営承継贈与者の相続税の申告期限までに施行規則第13条第1項の切替確認を受けていないときは認定が取り消されます。

二十三　当該特別贈与認定中小企業者から第五項の申請があったこと。

特別贈与認定中小企業者が自ら認定取消申請を行う場合には、認定が取り消されます。

第4章　都道府県知事認定の取消しについて

第3節　認定取消事由の概要（相続）

認定取消事由に該当していることが判明した場合には、認定が取り消されます。
認定の取消事由の概要については、下表を参照してください。

【経営承継円滑化法（相続税）の認定取消事由】

事由	必要な手続き
１．後継者（相続人）が死亡した場合	随時報告
２．認定承継会社の代表者を退任した場合 （代表権を制限されたことを含みます。）	随時報告
３．雇用の平均8割維持要件を満たさなくなった場合	- （注：年次報告で確認）
４．議決権同族過半数要件を満たさなくなった場合 （一部贈与について確認を受けた場合を除きます。）	随時報告
５．同族内筆頭要件を満たさなくなった場合 （一部贈与について確認を受けた場合を除きます。）	随時報告
６．認定に係る相続により取得した株式の議決権に制限を加えた場合	随時報告
７．（持分会社の場合）後継者の議決権を制限した場合	随時報告
８．納税猶予対象株式を譲渡した場合 （一部贈与について確認を受けた場合を除きます。） （吸収分割承継会社等の株式等を配当財産とする剰余金の配当があった場合を含みます。）	随時報告
９．黄金株を経営承継受贈者以外の者が保有した場合	随時報告
１０．解散した場合	随時報告
１１．上場会社・風俗営業会社に該当した場合	随時報告
１２．資産保有型会社に該当した場合	随時報告
１３．資産運用型会社に該当した場合	随時報告
１４．総収入金額ゼロに該当した場合	随時報告
１５．特定特別子会社が風俗営業会社に該当した場合	随時報告
１６．年次報告書を未提出又は虚偽の報告等をしていた場合	随時報告
１７．偽りその他不正の手段により認定を受けた場合	随時報告
１８．資本金を減少した場合（欠損填補目的等を除きます。）	随時報告
１９．準備金を減少した場合（欠損填補目的等を除きます。）	随時報告
２０．組織変更があった場合 （認定承継会社の株式等以外の財産の交付があった場合に限ります。）	随時報告
２１．自発的な猶予の取消申請をした場合	随時報告
２２．合併により消滅した場合 （第５章第１節に掲げる場合を除く）	合併報告
２３．株式交換・株式移転により完全子会社となった場合 （第５章第２節に掲げる場合を除く）	株式交換等報告

第4章　都道府県知事認定の取消しについて

第3節　認定取消事由の概要（相続）

毎年1回の報告等により、認定取消事由に該当していることが判明した場合には、認定が取り消されます。認定の取消事由（猶予期限の確定事由）については、下表を参照してください。

【相続税納税猶予制度の確定事由】

事由		事業継続期間内	事業継続期間経過後
後継者（相続人）の要件	1．認定承継会社の代表者を退任した場合	A※1	－
	2．議決権同族過半数要件を満たさなくなった場合	A	－
	3．同族内筆頭要件を満たさなくなった場合	A	－
	4．納税猶予対象株式を譲渡した場合	A	B
	5．次の後継者（3代目）が納税猶予の認定を受けて受贈した場合	C※2	C
	6．自発的な猶予の取消申請をした場合	A	A
	7．後継者（相続人）が死亡した場合	C	C
会社の要件	1．雇用の平均8割維持要件を満たさなくなった場合	A	－
	2．会社分割 （吸収分割承継会社等の株式等を配当財産とする剰余金の配当があった場合に限る。）	A	A
	3．組織変更 （認定承継会社の株式等以外の財産の交付があった場合に限る）	A	A
	4．解散した場合	A	A
	5．資産保有型会社・資産運用型会社に該当した場合	A	A
	6．総収入金額ゼロに該当した場合	A	A
	7．資本金・準備金を減少した場合 （欠損填補目的等を除く）	A	A
	8．合併により消滅した場合 （第２章第７節に掲げる場合を除く）	A	B
	9．株式交換・株式移転により完全子会社となった場合 （第２章第８節に掲げる場合を除く）	A	B
	１０．上場会社・風俗営業会社に該当した場合	A	－
	１１．特定特別子会社が風俗営業会社に該当した場合	A	－
	１２．黄金株を経営承継受贈者以外の者が保有した場合	A	－
	１３．議決権を制限した場合	A	－
	１４．年次報告書や継続届出書を未提出又は虚偽の報告等をしていた場合　等	A	A

A　…　猶予されていた贈与税の全額及び利子税を納付します.
　　事業継続期間内に該当した場合には、随時報告書を提出してください。
B　…　猶予されていた相続税のうちの一部及び利子税を納付します。
C　…　猶予されていた相続税が免除されます。
　　猶予継続贈与の適用を受ける場合には、猶予継続贈与した株式等に対応する部分のみが免除されます。
※1　後継者に「やむを得ない理由」が生じた場合を除きます。
※2　後継者に「やむを得ない理由」が生じたことにより株式等の譲渡等を行った場合に限ります。

第4章　都道府県知事認定の取消しについて

第2節　認定取消事由（相続）

《相続税の納税猶予制度の適用の前提となる認定に係る取消事由》（施行規則第9条第3項）

一　当該特別相続認定中小企業者の経営承継受贈者が死亡したこと。

経営承継相続人（後継者）が死亡した場合には、認定が取り消されます。

二　当該特別相続認定中小企業者の経営承継相続人が当該特別相続認定中小企業者の代表者を退任したこと。

経営承継相続人（後継者）が代表者を退任した場合には、認定が取り消されます。ただし、施行規則第9条第4項各号のいずれかに該当する場合には、代表者を退任し又は代表権が制限された場合であっても、認定取消事由に該当しないものとみなします。

【施行規則第9条第4項各号】

- 精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けたこと。
- 身体障害者手帳（1級又は2級）の交付を受けたこと。
- 要介護認定（要介護五）を受けたこと。
- 上記に類すると認められること。

三　相続雇用判定期間（当該特別相続認定中小企業者の経営承継相続人の相続税申告期限の翌日から当該認定の有効期限までの期間をいう。以下この号において同じ。）の末日において、当該相続雇用判定期間内に存する当該特別相続認定中小企業者の相続報告基準日（第十二条第三項の相続報告基準日をいう。以下この号において同じ。）におけるそれぞれの常時使用する従業員の数の合計を当該相続雇用判定期間内に存する当該相続報告基準日の数で除して計算した数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）が、当該認定に係る相続の開始の時における常時使用する従業員の数に百分の八十を乗じて計算した数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数。ただし、当該贈与の時における常時使用する従業員の数が一人のときは、一人とする。）を下回る数となったこと。

相続雇用判定期間（経営承継相続人の相続税申告期限の翌日から当該認定の有効期限までの期間をいいます。）の末日において、当該相続雇用判定期間内の各相続報告基準日（相続税申告期限の翌日から起算して1年を経過するごとの日）における常時使用する従業員の数の合計を計算し、これに当該相続報告基準日の数で除すことによって、当該相続雇用判定期間内の従業員数の平均人数を計算します。そして、この平均人数が、相続の開始の日の常時使用する従業員の数の8割（端数切捨て）を下回った場合には、認定が取り消されます。

第4章　都道府県知事認定の取消しについて

第2節　認定取消事由（相続）

《相続税の納税猶予制度の適用の前提となる認定に係る取消事由》（施行規則第9条第3項）

四　当該特別相続認定中小企業者の経営承継相続人及び当該経営承継相続人に係る同族関係者の有する当該特別相続認定中小企業者の株式等に係る議決権の数の合計が、当該特別相続認定中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十以下となったこと（第八号に規定する特別相続認定株式一部贈与について第十二条第十四項に基づく都道府県知事の確認を受けた場合を除く。）。

経営承継相続人（後継者）とその同族関係者で有する議決権の数が、総株主等議決権数の50%以下となった場合には、認定が取り消されます。

ただし、経営承継相続人（２代目）から次の後継者（３代目）に「特別相続認定株式一部贈与」（※）が行われた場合には、認定は取り消されません。

（※）「特別相続認定株式一部贈与」とは、相続税の納税猶予を受けている後継者（２代目）が、納税猶予株式の一部を次の後継者（３代目）に贈与し、その後継者（３代目）が納税猶予を受ける場合における贈与のことです。

五　当該特別相続認定中小企業者の経営承継相続人に係る同族関係者のうちいずれかの者が、当該経営承継相続人が有する当該特別相続認定中小企業者の株式等に係る議決権の数を超える議決権の数を有することとなったこと（第八号に規定する特別相続認定株式一部贈与について第十二条第十四項に基づく都道府県知事の確認を受けた場合を除く。）。

経営承継相続人（後継者）が同族関係者の中で筆頭株主でなくなった場合には、認定が取り消されます。

ただし、経営承継相続人（２代目）から次の後継者（３代目）に「特別相続認定株式一部贈与」が行われた場合には、認定は取り消されません。

六　当該特別相続認定中小企業者が株式会社である場合にあっては、その経営承継相続人が当該認定に係る相続又は遺贈により取得した当該特別相続認定中小企業者の株式（租税特別措置法第七十条の七の二第一項の規定の適用を受けている又は受けようとする株式に限る。）の全部又は一部の種類を株主総会において議決権を行使することができる事項につき制限のある種類の株式に変更したこと。

七　当該特別相続認定中小企業者が持分会社である場合にあっては、その経営承継相続人が有する議決権を制限する旨の定款の変更をしたこと。

株式会社である場合には、経営承継相続人（後継者）が取得した納税猶予対象株式につき、議決権制限株式に変更した場合に認定が取り消されます。

持分会社である場合には、経営承継相続人の議決権を制限する旨の定款の変更をした場合に認定が取り消されます。

第4章　都道府県知事認定の取消しについて

第2節　認定取消事由（相続）

《相続税の納税猶予制度の適用の前提となる認定に係る取消事由》（施行規則第9条第3項）

八　当該特別相続認定中小企業者の経営承継相続人が当該認定に係る相続又は遺贈により取得した当該特別相続認定中小企業者の株式等（当該特別相続認定中小企業者が合併により消滅した場合にあっては当該合併に際して交付された吸収合併存続会社等の株式等（会社法第二百三十四条第一項の規定により競売しなければならない株式を除く。）、当該特別相続認定中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合にあっては当該株式交換等に際して交付された株式交換完全親会社等の株式等（同項の規定により競売しなければならない株式を除く。））のうち租税特別措置法第七十条の七の二第一項の規定の適用を受けている又は受けようとする株式等（以下「認定相続株式」という。）の全部又は一部を譲渡したこと（当該特別相続認定中小企業者が会社分割により吸収分割会社又は新設分割会社となる場合において、吸収分割がその効力を生ずる日又は新設分割設立会社の成立の日に、吸収分割承継会社又は新設分割設立会社の株式又は持分を配当財産とする剰余金の配当をしたことを含み、当該経営承継相続人が当該特別相続認定中小企業者の代表者を退任した場合（第四項各号のいずれかに該当するに至った場合に限る。）において、当該経営承継相続人が当該特別相続認定中小企業者の認定相続株式の一部について法第十二条第一項の認定に係る贈与（以下「特別相続認定株式一部贈与」という。）をしたことについて、第十二条第十四項に基づく都道府県知事の確認を受けたときを除く。）。

経営承継相続人（後継者）が先代経営者から相続又は遺贈により取得した株式等を譲渡（贈与を含みます。）した場合には、認定が取り消されます。なお、会社分割を行った場合であって、吸収分割承継会社又は新設分割設立会社の株式等を配当財産とする剰余金の配当があったときには、会社分割によって特別相続認定中小企業者の株式等の価値が低下するのと引換えに、吸収分割承継会社又は新設分割設立会社の株式等を取得したということができ、経済実質的に株式等の譲渡により対価を得たことと同一視できるため、同様に、認定が取り消されます。

ただし、経営承継相続人（２代目）にやむを得ない事情が発生し、認定中小企業者の代表者を退任し、次の後継者（３代目）に「特別相続認定株式一部贈与」が行われた場合には、認定は取り消されません。

九　当該特別相続認定中小企業者が会社法第百八条第一項第八号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行している場合にあっては、当該株式を当該特別相続認定中小企業者の経営承継相続人以外の者が有することとなったこと。

「会社法第108条第1項第8号に掲げる事項についての定めがある種類の株式」（いわゆる拒否権付株式（＝黄金株））を経営承継相続人（後継者）以外の者が有することになった場合には、経営承継相続人（後継者）の意思決定に対して拒否権を発動できる者がいることになり、経営承継相続人の経営権が不完全なものになるため、認定が取り消されます。

第4章　都道府県知事認定の取消しについて

第2節　認定取消事由（相続）

《相続税の納税猶予制度の適用の前提となる認定に係る取消事由》（施行規則第9条第3項）

十　当該特別相続認定中小企業者が解散したこと。

会社が解散した場合には、認定が取り消されます。
合併による消滅は、会社の解散事由ですが（会社法第471条第4号）、合併の効力発生時に法人格が消滅するため、認定は、原則としてその効力が消滅します（施行規則第10条第1項本文）ので、取消事由から除外しています。
「会社法その他の法律の規定により解散したものとみなされる場合」とは、例えば、会社法第472条による休眠会社のみなし解散があります。

十一　当該特別相続認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社に該当したこと。

上場会社等又は風俗営業会社に該当した場合には、認定が取り消されます。
なお、特別相続認定中小企業者が認定後に事業の拡大や成長等に伴い資本金や従業員数が増加し中小企業者に該当しないこととなった場合であっても、認定取消事由には該当しません。

十二　当該特別相続認定中小企業者が資産保有型会社に該当したこと。
十三　相続認定申請基準日の属する事業年度以後のいずれかの事業年度において、当該特別相続認定中小企業者が資産運用型会社に該当したこと。

資産保有型会社又は資産運用型会社に該当した場合には、認定が取り消されます。この資産保有型会社又は資産運用型会社の判定に当たっては、①実質的に事業実態のある会社（第6条第2項第1号及び第2号のいずれにも該当する会社であって、同項第3号イからハまでに掲げるいずれかの業務をしている会社をいいます。）が除かれるとともに、②その特定資産の計算に際して、実質的に事業実態のある特別子会社（第6条第2項第1号及び第2号のいずれにも該当する会社であって、同項第3号イからハまでに掲げるいずれかの業務をしている会社をいいます。）の株式又は持分が除かれます。

十四　相続認定申請基準日の属する事業年度以後のいずれかの事業年度において、当該特別相続認定中小企業者の総収入金額が零であったこと。

相続認定申請基準日の属する事業年度以後の事業年度において、総収入金額（営業外収益と特別利益は除きます。）がゼロであった場合には、事業実態がないことから、認定が取り消されます。

十五　当該特別相続認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当したこと。

特定特別子会社が風俗営業会社に該当した場合には、認定が取り消されます。
なお、特定特別子会社が認定後に大会社や上場会社等に該当した場合であっても、認定取消事由には該当しません。

第4章　都道府県知事認定の取消しについて

第2節　認定取消事由（相続）

《相続税の納税猶予制度の適用の前提となる認定に係る取消事由》（施行規則第9条第3項）

十六　第十二条第三項及び第七項の報告をせず、又は虚偽の報告をしたこと。
十七　偽りその他不正の手段により当該認定を受けたこと。

施行規則第12条第3項（事業継続報告（年次報告））、第7項（随時報告）に係る報告をしなかった場合や虚偽の報告をした場合、あるいは偽りその他不正の手段により認定を受けた場合には、認定が取り消されます。

十八　当該特別相続認定中小企業者が会社法第四百四十七条第一項 又は第六百二十六条第一項の規定により資本金の額を減少したこと。

減資を行った場合（株式会社の場合は会社法447条第1項、合同会社の場合は同法626条第1項）には、認定が取り消されます。ただし、減少資本金額の全額を準備金とする場合及び欠損填補目的の減資（会社法第309条第2項第9号イとロに該当する場合）については、認定は取り消されません。
なお、会社法第447条第3項に該当した場合であっても、欠損填補目的の減資でないときは本号に該当します。

十九　当該特別相続認定中小企業者が会社法第四百四十八条第一項の規定により準備金の額を減少したこと。

準備金の額の減少を行った場合には、認定が取り消されます。ただし、減少準備金額の全額を資本金とする場合及び欠損填補目的の準備金の額の減少（会社法第449条第1項但し書きに該当する場合）については、認定は取り消されません。

二十　当該特別相続認定中小企業者が組織変更をした場合にあっては、当該組織変更に際して当該特別相続認定中小企業者の株式等以外の財産が交付されたこと。

組織変更を行った場合において、組織変更後の会社の株式等に代えて、組織変更後の会社の株式等以外の財産（金銭等）を、後継者が受け取った場合、組織変更により当該株式等以外の財産を受け取った部分につき、経済実質的に組織変更前の会社の株式等の譲渡を行ったことと同一視できるため、認定が取り消されます。

二十一　当該特別相続認定中小企業者から第五項の申請があったこと。

特別相続認定中小企業者が自ら認定取消申請を行う場合には、認定が取り消されます。

【認定取消しの手続き】（施行規則第9条第2項第23号、第3項第21号）
特別贈与認定中小企業者又は特別相続認定中小企業者が自ら認定取消しの申請を行う場合には、様式第10の2を使用して下さい。

第5章　認定後の組織再編について

第1節　合併があった場合の取扱い

【合併の類型】

合併には、吸収合併（当事会社の一部が消滅し、消滅会社の権利義務の全部が清算手続を経ることなく存続会社に移転するもの）と新設合併（当事会社の全部が消滅し、消滅会社の権利義務の全部が清算手続を経ることなく新設会社に移転するもの）があります。

吸収合併においては、特別贈与認定中小企業者又は特別相続認定中小企業者が消滅会社（Ａ社）となる場合と存続会社（Ｂ１社）となる場合があります。

新設合併においては、特別贈与認定中小企業者又は特別相続認定中小企業者は必ず消滅会社となります。

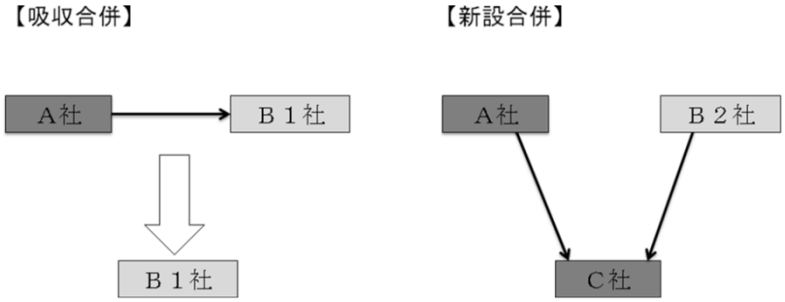

【合併があった場合における認定の効力の消滅と認定の承継】

合併により特別贈与認定中小企業者又は特別相続認定中小企業者が消滅した場合には、その認定は、原則として、当然にその効力を失います（施行規則第10条第1項本文・第2項本文）。

ただし、この場合において吸収合併存続会社（又は新設合併設立会社）が、合併効力発生日（又は新設合併設立会社の成立の日）において一定の要件に該当することについて都道府県知事の確認を受けたときは、当該吸収合併存続会社（又は新設合併設立会社）は、当該合併効力発生日（又は新設合併設立会社の成立の日）に、特別贈与認定中小企業者又は特別相続認定中小企業者たる地位を承継したものとみなされます（施行規則第10条第1項ただし書・第2項ただし書）。（特別贈与認定中小企業者又は特別相続認定中小企業者が合併により消滅した場合にいかなるときも認定の効力が消滅することとすると、合理的な企業行動を阻害するおそれがあるためです。）

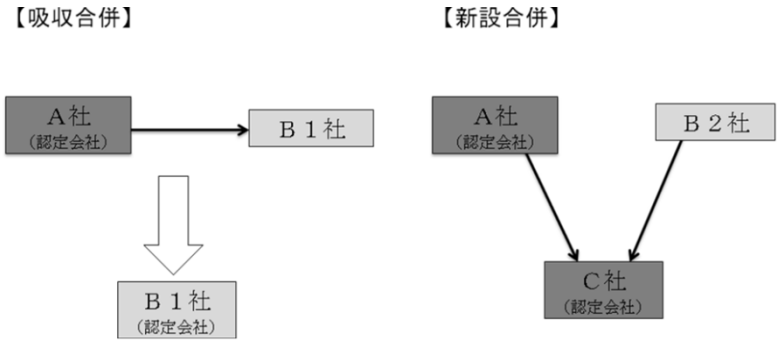

以下の認定を承継するための要件、手続及び効果に関する解説においては、上図のとおり、承継前の特別贈与認定中小企業者又は特別相続認定中小企業者をＡ社、特別贈与認定中小企業者又は特別相続認定中小企業者たる地位を承継する会社をＢ１社（吸収合併）若しくはＣ社（新設合併）といいます。

第5章　認定後の組織再編について

第1節　合併があった場合の取扱い

合併があった場合に認定を承継するための要件

認定の地位を承継するに当たっては、以下の項目を報告する必要があります。報告書は、様式第13を使用してください。

第10条第1項
一　当該特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者が当該吸収合併存続会社等の代表者（代表権を制限されている者を除く。次項第一号並びに次条第一項第一号及び第二項第一号において同じ。）であること。

第10条第2項
一　当該特別相続認定中小企業者の経営承継相続人が当該吸収合併存続会社等の代表者であること。

Ａ社の経営承継受贈者又は経営承継相続人が、合併効力発生日等において、Ｂ１社（吸収合併の場合）又はＣ社（新設合併の場合）の代表者であることを意味します。

吸収合併の場合には、Ａ社の経営承継受贈者又は経営承継相続人が、吸収合併の効力発生の際にＢ１社の代表者に就任する時と、従前からＡ社とＢ１社の代表者である時があります。

新設合併の場合には、Ａ社の経営承継受贈者又は経営承継相続人が、Ｃ社の成立と同時にその代表者に就任することが必要です。

ただし、Ａ社の経営承継受贈者又は経営承継相続人がＢ１社又はＣ社の代表者であるものの、定款その他の規定によりその代表権を制限されている場合は、本号に該当しません。

なお、Ａ社が認定を受けた後、その経営承継受贈者又は経営承継相続人が次のいずれかに該当し、その旨を証する書類を都道府県知事に提出した場合には、当該経営承継受贈者又は当該経営承継相続人がＢ１社又はＣ社の代表者でなく、又は代表権を制限されているときであっても、本号に該当することとされています（施行規則第10条第3項）。

- 精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けたこと。
- 身体障害者手帳（1級又は2級）の交付を受けたこと。
- 要介護認定（要介護五）を受けたこと。
- 上記に類すると認められること。

第10条第１項
二　当該吸収合併存続会社等の株式等以外の財産（当該特別贈与認定中小企業者の株主又は社員に対する剰余金の配当等として交付される金銭その他の資産及び当該経営承継受贈者以外の株主であって合併に反対するものに対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。）が交付されていないこと。

第10条第2項
二　当該吸収合併存続会社等の株式等以外の財産（当該特別相続認定中小企業者の株主又は社員に対する剰余金の配当等として交付される金銭その他の資産及び当該経営承継相続人以外の株主であって合併に反対するものに対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。）が交付されていないこと。

第5章　認定後の組織再編について

第1節　合併があった場合の取扱い

Ｂ１社又はＣ社が、合併の対価としてＡ社の株主又は社員に対してＢ１社又はＣ社の株式等以外の財産を交付した場合には、Ｂ１社又はＣ社は、特別贈与認定中小企業者又は特別相続認定中小企業者たる地位を承継することができません。

ただし、合併比率を調整するために交付する金銭（合併交付金）や経営承継受贈者又は経営承継相続人以外の株主であって合併に反対するものから株式買取請求を受けて交付する金銭は、本号にいう「株式等以外の財産」から除外されます。

第10条第1項
三　当該特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者が、当該経営承継受贈者に係る同族関係者と合わせて当該吸収合併存続会社等の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該経営承継受贈者が有する当該吸収合併存続会社等の株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らない者であること。

第10条第2項
三　当該特別相続認定中小企業者の経営承継相続人が、当該経営承継相続人に係る同族関係者と合わせて当該吸収合併存続会社等の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該経営承継相続人が有する当該吸収合併存続会社等の株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らない者であること。

Ａ社の経営承継受贈者又は経営承継相続人が、その同族関係者と合わせてＢ１社又はＣ社の総株主等議決権数の100分の50を超える議決権の数を有し、かつ、当該経営承継受贈者又は当該経営承継相続人が有するＢ１社又はＣ社の株式等に係る議決権の数が同族関係者の中で最も多い、という意味です。

第10条第1項
四　当該吸収合併存続会社等が上場会社等、風俗営業会社又は資産保有型会社のいずれにも該当しないこと。
五　吸収合併の場合にあっては、当該合併効力発生日等の翌日の属する事業年度の直前の事業年度において、当該吸収合併存続会社等が資産運用型会社に該当しないこと。

第10条第2項
四　当該吸収合併存続会社等が上場会社等、風俗営業会社又は資産保有型会社のいずれにも該当しないこと。
五　吸収合併の場合にあっては、当該合併効力発生日等の翌日の属する事業年度の直前の事業年度において、当該吸収合併存続会社等が資産運用型会社に該当しないこと。

Ｂ１社又はＣ社が上場会社等、風俗営業会社、資産保有型会社又は資産運用型会社のいずれかに該当する場合には、Ｂ１社又はＣ社は、特別贈与認定中小企業者又は特別相続認定中小企業者たる地位を承継することができません。

第5章　認定後の組織再編について

第1節　合併があった場合の取扱い

第10条第1項
六　当該吸収合併存続会社等の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと。

第10条第2項
六　当該吸収合併存続会社等の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと。

Ｂ１社又はＣ社に特定特別子会社がある場合、当該特定特別子会社が風俗営業会社に該当するときには、Ｂ１社又はＣ社は、特別贈与認定中小企業者又は特別相続認定中小企業者たる地位を承継することができません。

【合併があった場合における認定の承継の効果】

吸収合併存続会社等であるＢ１社又はＣ社が特別贈与認定中小企業者又は特別相続認定中小企業者たる地位を承継した場合には、以後、Ｂ１社又はＣ社は、施行規則第12条第1項・第3項に基づく報告をする必要があります。

また、Ｂ１社又はＣ社が施行規則第9条第2項各号・第3項各号のいずれかに該当したときには、認定が取り消されることになります。この場合、認定の取消事由のうち常時使用する従業員の数に関する規定（第2項第3号・第3項第3号）については、各贈与報告基準日又は各相続報告基準日における認定会社（合併前はＡ社、合併後は認定を引き継いだＢ１社又はＣ社）の従業員数の合計を当該贈与報告基準日又は相続報告基準日の数で除した人数が、贈与の時又は相続の開始の時におけるＡ社の従業員数と、合併効力発生日等の直前のＢ１社（及び吸収合併の場合におけるＡ社以外の吸収合併消滅会社）又はＢ２社（及び新設合併の場合におけるＡ社並びにＢ２社以外の新設合併消滅会社）の従業員数に事業継続期間の残存期間に応じた調整計算を行った後の人数の合計の8割を下回ることと読み替えられます（施行規則第10条第4項・5項。）。※下図を参照。

（例）3年目～4年目の間で吸収合併が行われた場合

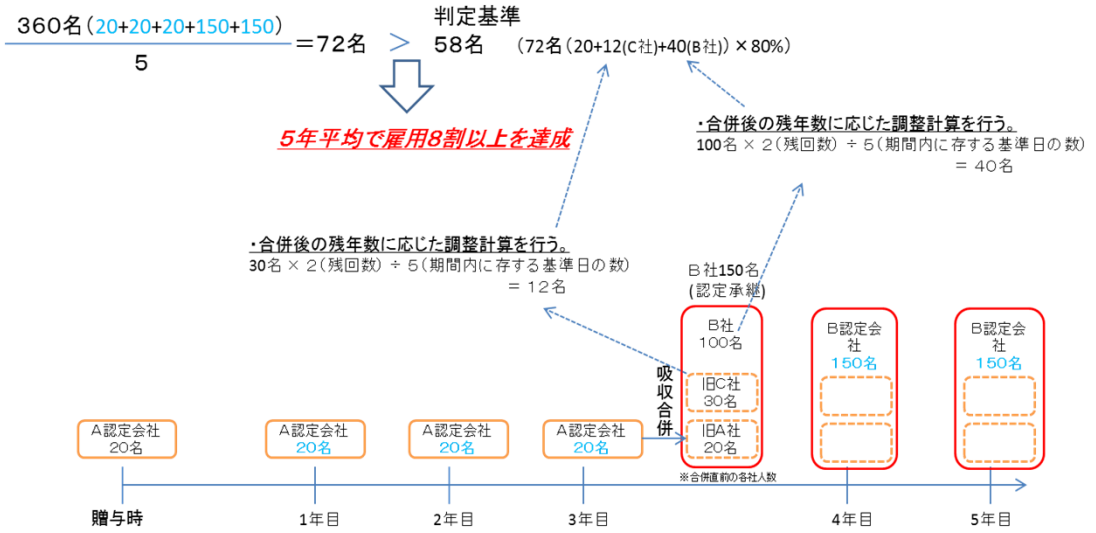

第5章　認定後の組織再編について

第2節　株式交換・株式移転があった場合の取扱い

【株式交換等の類型】

株式交換と株式移転は、既存の株式会社を完全子会社とする完全親子会社関係を創設するものです。既存の株式会社又は合同会社が完全親会社となるものが株式交換であり、新設される株式会社が完全親会社となるものが株式移転です。
株式交換においては、特別贈与認定中小企業者又は特別相続認定中小企業者が完全親会社（Ｙ１社）となる場合と完全子会社（Ｘ社）となる場合があります。
株式移転においては、特別贈与認定中小企業者又は特別相続認定中小企業者は必ず完全子会社となります。

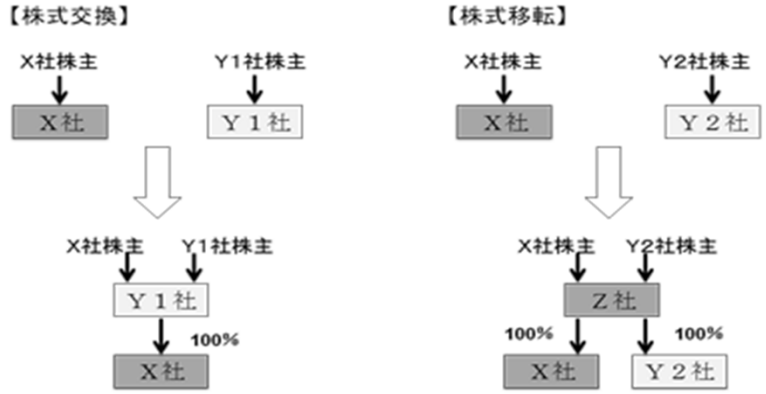

【株式交換等があった場合における認定の承継】

株式交換又は株式移転（以下「株式交換等」といいます。）により特別贈与認定中小企業者又は特別相続認定中小企業者が他の会社（完全親会社）の完全子会社となった場合には、当該特別贈与認定中小企業者又は特別相続認定中小企業者の株式等の全部を完全親会社が有することになり、原則として認定が取り消されることになります（施行規則第9条第2項第4号及び第5号・第3項第4号及び第5号）。

ただし、この場合において、株式交換完全親会社（又は株式移転設立完全親会社）が株式交換効力発生日（又は株式移転設立完全親会社の成立の日）において、一定の要件に該当することについて都道府県知事の確認を受けたときは、当該株式交換完全親会社（又は株式移転設立完全親会社）は、株式交換効力発生日（又は株式移転設立完全親会社の成立の日）に、特別贈与認定中小企業者又は特別相続認定中小企業者たる地位を承継したものとみなされます（施行規則第11条第1項）。特別贈与認定中小企業者又は特別相続認定中小企業者が株式交換等により他の会社（完全親会社）の完全子会社となった場合にいかなるときも認定が取り消されることとなると、合理的な企業行動を阻害するおそれがあるため、一定の場合に完全親会社が特別贈与認定中小企業者又は特別相続認定中小企業者たる地位を承継する旨を規定しています。

第5章　認定後の組織再編について

第2節　株式交換･株式移転があった場合の取扱い

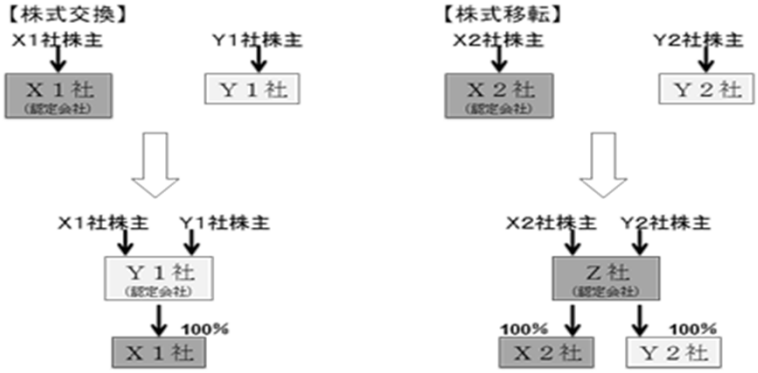

以下の認定を承継するための要件、手続及び効果に関する解説においては、上図のとおり、承継前の特別贈与認定中小企業者又は特別相続認定中小企業者をＸ１社（株式交換）又はＸ２社（株式移転）、特別贈与認定中小企業者又は特別相続認定中小企業者たる地位を承継する会社をＹ１社（株式交換）又はＺ社（株式移転）といいます。

【株式交換等があった場合に認定を承継するための要件】

認定の地位を承継するに当たっては、以下の要件を満たす必要があります。報告書は、様式第14を使用してください。

第11条第1項
一　当該特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者が当該株式交換完全親会社等及び当該特別贈与認定中小企業者の代表者であること。

第11条第2項
一　当該特別相続認定中小企業者の経営承継相続人が当該株式交換完全親会社等及び当該特別相続認定中小企業者の代表者であること。

Ｘ１社（株式交換）又はＸ２社（株式移転）の経営承継受贈者又は経営承継相続人が、株式交換効力発生日等において、Ｙ１社及びＸ１社（株式交換）又はＺ社及びＸ２社（株式移転）の代表者であることを意味します。

株式交換の場合には、Ｘ１社の経営承継受贈者又は経営承継相続人が、株式交換と同時にＹ１社の代表者に就任するときと、従前からＹ１社の代表者であるときがあります。

株式移転の場合には、Ｘ２社の経営承継受贈者又は経営承継相続人が、Ｚ社の成立と同時にその代表者に就任することが必要です。

また、Ｘ１社又はＸ２社の経営承継受贈者又は経営承継相続人は、完全子会社となったＸ１社又はＸ２社の代表者であることも必要です。

ただし、Ｘ１社（株式交換）又はＸ２社（株式移転）の経営承継受贈者又は経営承継相続人がＹ１社及びＸ１社（株式交換）又はＺ社及びＸ２社（株式移転）の代表者であるものの、定款その他の規定によりその代表権を制限されている場合は、本号に該当しません。

また、Ｘ１社（株式交換）又はＸ２社（株式移転）が認定を受けた後、その経営承継受贈者又は経営承継相続人が精神障害者保健福祉手帳（1級）などの交付を受け、その旨を証する書類を都道府県知事に提出した場合において、当該経営承継受贈者又は経営承継相続人がＹ１社及びＸ１社（株式交換）又はＺ社及びＸ２社（株式移転）の代表者でないとき等の取扱いについては、合併の場合と同様です（施行規則第11条第3項）。

第5章　認定後の組織再編について

第2節　株式交換・株式移転があった場合の取扱い

第11条第1項
二　当該株式交換完全親会社等の株式等以外の財産（当該特別贈与認定中小企業者の株主又は社員に対する剰余金の配当等として交付される金銭その他の資産及び当該経営承継受贈者以外の株主であって株式交換等に反対するものに対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。）が交付されていないこと。

第11条第2項
二　当該株式交換完全親会社等の株式等以外の財産（当該特別相続認定中小企業者の株主又は社員に対する剰余金の配当等として交付される金銭その他の資産及び当該経営承継相続人以外の株主であって株式交換等に反対するものに対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。）が交付されていないこと。

Ｙ１社（株式交換）又はＺ社（株式移転）が、株式交換等の対価としてＸ１社（株式交換）又はＸ２社（株式移転）の株主に対してＹ１社又はＺ社の株式等以外の財産を交付した場合には、Ｙ１社又はＺ社は、特別贈与認定中小企業者又は特別相続認定中小企業者たる地位を承継することができません。
ただし、株式交換等の比率を調整するために交付する金銭や経営承継受贈者又は経営承継相続人以外の株主であって株式交換等に反対するものから株式買取請求を受けて交付する金銭は、本号にいう「株式等以外の財産」から除外されます。

第11条第1項
三　当該特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者が、当該経営承継受贈者に係る同族関係者と合わせて当該株式交換完全親会社等の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該経営承継受贈者が有する当該株式交換完全親会社等の株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らない者であること。

第11条第2項
三　当該特別相続認定中小企業者の経営承継相続人が、当該経営承継相続人に係る同族関係者と合わせて当該株式交換完全親会社等の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該経営承継相続人が有する当該株式交換完全親会社等の株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らない者であること。

Ｘ１社（株式交換）又はＸ２社（株式移転）の経営承継受贈者又は経営承継相続人が、その同族関係者と合わせてＹ１社（株式交換）又はＺ社（株式移転）の総株主等議決権数の100分の50を超える議決権の数を有し、かつ、当該経営承継受贈者又は当該経営承継相続人が有するＹ１社又はＺ社の株式等に係る議決権の数が同族関係者の中で最も多い、という意味です。

第5章　認定後の組織再編について

第2節　株式交換・株式移転があった場合の取扱い

第11条第１項
四　当該株式交換完全親会社等が上場会社等、風俗営業会社又は資産保有型会社のいずれにも該当しないこと。
五　株式交換の場合にあっては、当該株式交換効力発生日等の翌日の属する事業年度の直前の事業年度において、当該株式交換完全親会社等が資産運用型会社に該当しないこと。

第11条第2項
四　当該株式交換完全親会社等が上場会社等、風俗営業会社又は資産保有型会社のいずれにも該当しないこと。
五　株式交換の場合にあっては、当該株式交換効力発生日等の翌日の属する事業年度の直前の事業年度において、当該株式交換完全親会社等が資産運用型会社に該当しないこと。

Ｙ１社（株式交換）又はＺ社（株式移転）が上場会社等、風俗営業会社、資産保有型会社又は資産運用型会社のいずれかに該当する場合には、Ｙ１社又はＺ社は、特別贈与認定中小企業者又は特別相続認定中小企業者たる地位を承継することができません。

第11条第1項
六　当該株式交換完全親会社等の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと。

第11条第２項
六　当該株式交換完全親会社等の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと。

Ｙ１社（株式交換）又はＺ社（株式移転）の特定特別子会社（Ｘ１社又はＸ２社を含む。）が風俗営業会社に該当する場合には、Ｙ１社又はＺ社は、特別贈与認定中小企業者又は特別相続認定中小企業者たる地位を承継することができません。

【株式交換等があった場合における認定の承継の効果】

株式交換完全親会社等であるＹ１社又はＺ社が特別贈与認定中小企業者又は特別相続認定中小企業者たる地位を承継した場合には、以後、Ｙ１社又はＺ社は、施行規則第12条第1項・第3項に基づく報告をする必要があります。

また、株式交換完全親会社等であるＹ１社又はＺ社が施行規則第9条第2項各号・第3項各号のいずれかに該当したときには、認定が取り消されることになります。この場合、認定の取消事由、報告事項及び報告の際の添付書類については、次のように読み替えられます（施行規則第11条第4項・第5項）。

認定の取消事由のうち常時使用する従業員数については、各贈与報告基準日又は各相続報告基準日における認定会社（株式交換・移転後はＸ１社又はＸ２社も含む。）の従業員数の合計を当該贈与報告基準日又は相続報告基準日の数で除した人数が、贈与の時又は相続開始時におけるＸ１社又はＸ２社の従業員数と、株式交換効力発生日等の直前のＹ１社（株式交換の場合。株式移転の場合は、Ｚ社は新設会社のため、株式移転設立完全親会社の株式交換効力発生日等の直前の従業員は存在しません。）の従業員数に事業継続期間の残存期間に応じた調整計算を行った後の人数の合計の8割を下回ることと読み替えられます。

第6章　贈与者に相続が開始した場合

第1節　切替確認を受ける場合

切替確認とは、贈与税の納税猶予制度（租税特別措置法第70条の7）の適用を受けている経営承継受贈者に係る経営承継贈与者の相続が開始した場合において、租税特別措置法第70条の7の3の規定により相続により取得したものとみなされた非上場株式等に係る相続税につき贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予制度（租税特別措置法第70条の7の4）の適用を受けるための前提となる手続です。

中小企業者が、過去に特別贈与認定中小企業者であった場合（つまり、認定を受けてから5年以上経過した者である場合を含みます。ただし認定が取り消された者である場合は除きます。）又は現に特別贈与認定中小企業者である場合であって、経営承継贈与者の相続が開始したときには、下記に掲げる事項のいずれにも該当していることにつき都道府県知事の確認（切替確認）を受けることができます。この切替確認を受け、一定の要件を満たす場合には、贈与税の猶予対象となっている非上場株式等について、相続税の納税猶予制度に切替えることで、引き続き猶予の特例を受けることができます。ただし、経営承継贈与者の相続税の申告期限までに、相続税の納税猶予制度の適用を受ける旨を記載した相続税の申告書等を税務署へ提出する必要があります。

相続税の申告手続や計算方法については、税理士や税務署等へお問い合わせ下さい。

なお、特別贈与認定中小企業者が合併により消滅した場合には当該合併に係る吸収合併存続会社が、特別贈与認定中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合には当該株式交換等に係る株式交換完全親会社等が、本条の確認（切替確認）を受けることができます。

要件	事業継続期間内※	事業継続期間経過後
中小企業者であること	－	－
風俗営業会社に該当しないこと	○	○
資産保有型会社等に該当しないこと	○	○
総収入金額零円の会社に該当しないこと	○	○
従業員数が1人以上いること （一定の場合には5人以上いること）	○	○
上場会社等に該当しないこと	○	－
後継者の同族で過半数の株式を有していること	○	○
後継者が同族内で筆頭株主であること	○	○
後継者以外の者が黄金株を保有していないこと	○	○

○：要件を満たす必要がある　　－：要件を満たす必要がない

※　事業継続期間内に先代経営者（贈与者）が死亡した場合には、臨時報告書（様式第15）及び切替確認申請書（様式第17）の両方を提出してください。

第6章　贈与者に相続が開始した場合

第1節　切替確認を受ける場合

【切替確認を受ける場合の事業継続期間】

事業継続期間内に先代経営者（経営承継贈与者）に相続が開始した場合で切替確認を受けるときの事業継続期間は、相続が開始した日に関わらず贈与税の申告期限から5年間です。

そのため、この期間内は毎年年次報告をする必要があります。また、雇用維持要件の計算期間も当該期間となりますので、ご注意ください。

また、臨時報告を相続開始の日の翌日から8か月以内にする必要があります。詳しくは第3章第4節「臨時報告」をご覧ください。

なお、事業継続期間経過後に先代経営者（経営承継贈与者）に相続が開始した場合には臨時報告は不要です。

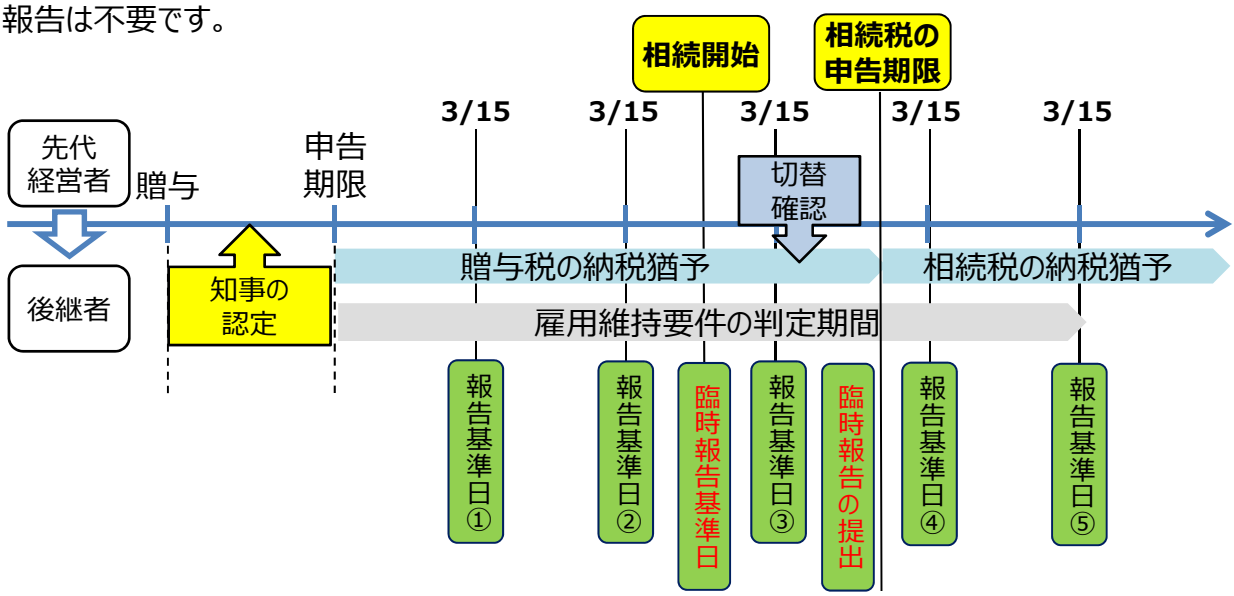

【切替確認を受けるための要件】　（施行規則第13条第1項）

贈与税から相続税の納税猶予制度への切替確認の要件を満たすには、以下の要件を満たす必要があります。なお、報告書は、様式第17を使用してください。

一　削除
二　当該相続の開始の時において、当該特別贈与認定中小企業者等及び当該特別贈与認定中小企業者等の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと

贈与認定中小企業者等及びその特定特別子会社は、贈与者の相続開始時において、風俗営業会社に該当しないことが必要です。

三　当該相続の開始の時において、当該特別贈与認定中小企業者等が資産保有型会社に該当しないこと。
四　当該相続の開始の日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度において、当該特別贈与認定中小企業者等が資産運用型会社に該当しないこと。
五　当該相続の開始の日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度において、当該特別贈与認定中小企業者等の総収入金額が零を超えること。

贈与認定中小企業者等は、贈与者の相続開始時において、資産保有型会社に該当しないこと、資産運用型会社に該当しないこと、総収入金額が零円を超えることが必要です。

第6章　贈与者に相続が開始した場合

第1節　切替確認を受ける場合

六　当該相続の開始の時において、当該特別贈与認定中小企業者等の常時使用する従業員の数が一人以上（当該特別贈与認定中小企業者等の特別子会社が外国会社に該当する場合（当該特別贈与認定中小企業者等又は当該特別贈与認定中小企業者等による支配関係がある法人が当該特別子会社の株式又は持分を有する場合に限る。）にあっては五人以上）であること。

申請者が下記①②の双方に該当する場合にあっては5人以上、その他の場合にあっては1人以上の常時使用する従業員がいることが必要となります。

① 申請者の特別子会社が外国会社に該当すること。

② 申請者又はその支配関係法人が、その特別子会社の株式又は持分を有すること。

七　当該相続の開始の時において、当該特別贈与認定中小企業者等及び当該特別贈与認定中小企業者等の特定特別子会社が上場会社等に該当しないこと

贈与認定中小企業者等及びその特定特別子会社は、贈与者の相続開始時において、上場会社等に該当しないことが必要です。

ただし、事業継続期間経過後に贈与者の相続が開始した場合には、本要件を満たす必要はありません。

八　当該特別贈与認定中小企業者等の経営承継受贈者が、当該特別贈与認定中小企業者等の代表者（代表権を制限されている者を除き、第九条第四項各号のいずれかに該当する者を含む。）であって、当該相続の開始の時において、当該経営承継受贈者に係る同族関係者と合わせて当該特別贈与認定中小企業者等の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該代表者が有する当該特別贈与認定中小企業者等の株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らない者であること。

経営承継受贈者が、特別贈与認定中小企業者の代表者であって、その同族関係者と合わせて過半数の議決権を有し、かつ、同族関係者の中で最も多くの議決権を有している者であることが必要です。

九　当該特別贈与認定中小企業者等が会社法第百八条第一項第八号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行している場合にあっては、当該相続の開始の時において当該株式を当該特別贈与認定中小企業者等の経営承継受贈者以外の者が有していないこと。

拒否権付株式（＝黄金株）を発行している場合には、経営承継受贈者以外の者が有していると確認を受けることはできません。

第6章　贈与者に相続が開始した場合

第2節　切替確認を受けない場合

先代経営者（経営承継贈与者）に相続が開始した場合で切替確認を受けないときには、相続又は遺贈により取得したとみなされた株式等について、相続税の納税猶予の規定の適用を受けることはできません。

事業継続期間内に先代経営者（経営承継贈与者）に相続が開始した場合で切替確認を受けないときは、雇用維持要件の計算期間は贈与税の申告期限から相続が開始した日の前日までに終了した贈与報告期間となります。

また、臨時報告を相続開始の日の翌日から8か月以内にする必要があります。詳しくは第3章第4節「臨時報告」をご覧ください。

【切替確認を受けない場合の雇用維持要件】

（例）贈与税申告期限から3年超4年経過する日までの間に相続が発生した場合

①【判定基準】贈与時の従業員数に80%を乗じた数（端数切捨）

②【実績】3年間の年次報告時の従業員数の合計を、3で除した数（端数処理なし）

②実績が①判定基準を上回った場合には雇用維持要件を満たしています。

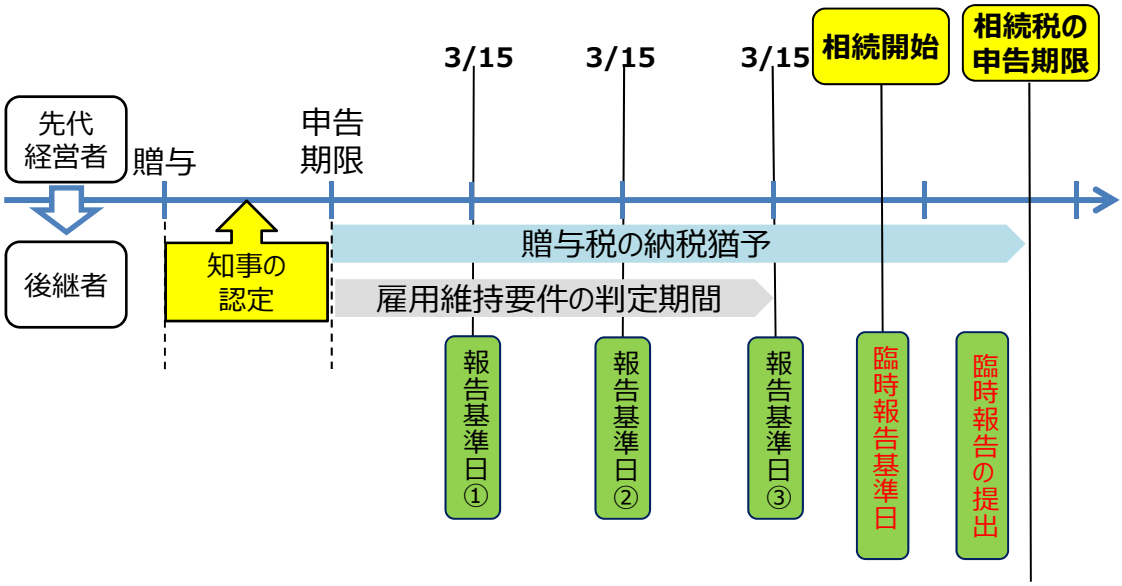

第７章　用語･定義

第1節　用語や定義について

1．中小企業者（法第2条、施行令、施行規則第1条第1項）

法の対象となる中小企業者の範囲は、下表のとおり中小企業基本法上の中小企業者を基本とし、既存の中小企業支援法と同様に業種の実態を踏まえ政令によりその範囲を拡大しており、その営む業種により以下のような会社又は個人とされています。

なお、医療法人や社会福祉法人、外国会社は法における中小企業者には該当しません。

中小企業基本法上の中小企業者の定義

	資本金 又は	従業員数
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業		100人以下

政令により範囲を拡大した業種（灰色部分を拡大）

	資本金 又は	従業員数
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
ソフトウェア・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

2．戸籍謄本等（施行規則第1条第5項）

事業承継税制においては、親族を明らかにする必要があります。そこで、戸籍謄本（戸籍が電子化されている場合には、戸籍に記載した事項に関する証明書）の提出が必要になります。なお、ひとつの戸籍は夫婦とその子単位で構成されているため、婚姻などにより戸籍から除かれる場合があります。このため、明らかにすることが必要とされている関係によって、本人以外の者を含む複数の戸籍謄本や除籍謄本（戸籍が電子化されている場合には、除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書）の提出が必要となる場合があります。

3．従業員数証明書（施行規則第1条第6項）

法に基づく申請等をする際には、常時使用する従業員の数を証する書類を提出が必要です。施行規則では、「従業員数証明書」と定義しており、その内容は、次のとおりです。

① 厚生年金保険の標準報酬月額決定通知書

70歳未満の常時使用する従業員の数を証する書類です。

日雇労働者、短期間雇用労働者及び当該事業所の平均的な従業員と比して労働時間が4分の3に満たない短時間労働者など、厚生年金保険の加入対象とならない者は常時使用する従業員には該当しません。いわゆる出向や派遣等の場合には、あくまでも厚生年金保険の加入事業所における常時使用する従業員として取り扱います。

厚生年金保険の適用事業所において、70歳未満であり、かつ、従業員として使用されている者（日雇労働者、短期間雇用労働者及び当該事業所の平均的な従業員と比して労働時間が4分の3に満たない短時間労働者等を除く。）は、厚生年金保険の被保険者になります。

また、厚生年金保険の保険料や保険給付額の計算のために、社会保険事務所が毎年7月1日に被保険者の給与を基準として被保険者毎に標準報酬月額を定め「標準報酬月額決定通知書」を発行します。ただし、使用人兼務役員以外の役員であっても被保険者になるため、原則として決定通知書に氏名がある被保険者の人数から使用人兼務役員以外の役員の人数を除いた人数が70歳未満の常時使用する従業員の数となります。

なお、「標準報酬月額決定通知書」発行後における増減については、別途「被保険者資格取得（喪失）確認通知書」等によりその変動を証する必要があります。

第７章　用語･定義

第1節　用語や定義について

3. 従業員数証明書（施行規則第1条第6項）

② 健康保険の標準報酬月額決定通知書

70歳以上75歳未満の常時使用する従業員の数を証する書類です。日雇労働者、短期間雇用労働者及び当該事業所の平均的な従業員と比して労働時間が4分の3に満たない短時間労働者など、健康保険の加入対象とならない者は常時使用する従業員には該当しません。

任意継続被保険者は、被保険者であっても加入事業所における雇用の実態がないため、常時使用する従業員には該当しません。いわゆる出向や派遣等の場合にあっては、あくまでも健康保険の加入事業所における常時使用する従業員として取り扱います。

健康保険の適用事業所において、75歳未満であり、かつ、従業員として使用されている者（日雇労働者、短期間雇用労働者及び当該事業所の平均的な従業員と比して労働時間が4分の3に満たない短時間労働者等を除く。）は、船員保険に加入している場合等を除き健康保険の被保険者になります。

また、健康保険の保険料や保険給付額の計算のために、社会保険事務所が毎年7月1日に被保険者の給与を基準として被保険者毎に標準報酬月額を定め「標準報酬月額決定通知書」を発行します。ただし、使用人兼務役員以外の役員であっても被保険者になるため、原則として決定通知書に氏名がある被保険者の人数から使用人兼務役員以外の役員及び任意継続被保険者の人数を除いた人数のうち70歳以上75歳未満の人数が常時使用する従業員の数となります。

なお、「標準報酬月額決定通知書」発行後における増減については、別途「被保険者資格取得（喪失）確認通知書」等によりその変動を証する必要があります。

また、厚生年金保険及び健康保険については、法人事業所はすべて適用事業所となります。また、個人事業所は一部の事業所（従業員が5人未満の個人経営の事業所など）を除き適用事業所となります（厚生年金保険法第6条第1項及び健康保険法第3条第3項）。

③ その他の資料

常時使用する従業員の数を証する書類として、原則として、①及び②の書類の提出を求めていますが、下記に掲げるような場合にあっては、2月を超える雇用契約があり給与支給の実績がある、いわゆる正社員並みの雇用実態があることを前提に、それぞれに定める書類を提出することにより常時使用する従業員として取り扱います。

・75歳以上で厚生年金保険及び健康保険の加入対象外である場合：2月を超える雇用契約書（正社員並みとしての雇用形態がわかるもの。）及び給与明細書など
・船員保険の被保険者である場合等：これらの保険の被保険者資格を証する書類、2月を超える雇用契約書（正社員並みとしての雇用形態がわかるもの。）及び給与明細書など
・使用人兼務役員である場合：職業安定所に提出する兼務役員雇用実態証明書、雇用保険の被保険者資格を証する書類、2月を超える使用人としての雇用契約書及び使用人給与明細書など、使用人としての職制上の地位を証する書類

4. 上場会社等（施行規則第1条第7項）

事業承継税制の適用の前提となる認定においては、「上場会社等」の範囲を、

・金融商品取引所又は店頭売買有価証券登録原簿に上場又は登録の申請をしている場合
・外国に所在する金融商品取引所又は店頭売買有価証券登録原簿に類似するものに上場又は登録されている、あるいは、上場又は登録の申請をしている場合も含むこととしています（施行規則第6条第1項第7号及び第7条第2項第7号）。

第７章　用語･定義

第1節　用語や定義について

5. 事業用資産等（施行規則第1条第8項）

工場用の土地や建物といった不動産、機械などの動産は、中小企業者の事業の実施に不可欠な資産です。また、中小企業者が第三者から貸付けを受けている場合や支払を留保している金銭などがある場合には、当該貸付金や未収金に係る第三者の債権も事業の実施に不可欠なものであると考えられます。このような事業の実施に不可欠な不動産や動産に中小企業者に対する貸付金や未収金を含めて「事業用資産等」と定義しています。

なお、不動産とは以下のようなものをいいます。

① 土地（土地の上に存する権利を含みます。）
② 建物及びその附属設備
（当該建物と一体として利用されると認められるものに限ります。）
③ 構築物（建物と同一視しうるものに限ります。）

従って、船舶や航空機は不動産に該当しないことになります。

6. 同族関係者（施行規則第1条第9項）

代表者と以下の関係のある者を「同族関係者」と定義しています。

① 代表者（※）の親族
（※）会社を代表する者をいい、株式会社の場合には、取締役（代表取締役が定められている場合は当該代表取締役）、持分会社の場合には、業務を執行する社員（会社を代表する社員を定めた場合は当該社員）。
② 代表者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
③ 代表者の使用人
④ ①から③までに掲げる者以外で代表者から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの
⑤ ②から④に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族
⑥ 代表者と①から⑤までに掲げる者が合わせて総株主等議決権数（※）の過半数を有している会社
（※）総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）又は総社員の議決権の数をいいます（施行規則第1条第9項第6号イ）。
⑦ 代表者と①から⑥までに掲げる者が合わせて総株主等議決権数の過半数を有している会社
⑧ 代表者と①から⑦までに掲げる者が合わせて総株主等議決権数の過半数を有している会社

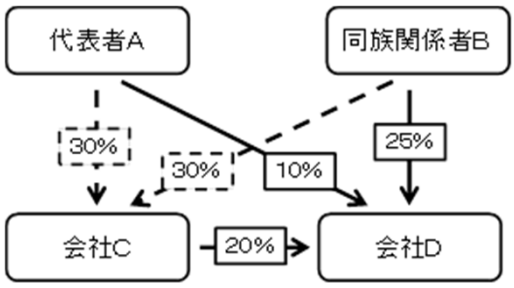

（※）上図の%は議決権株式の保有比率です。この場合、会社Ｃと会社Ｄは両者とも代表者Ａの同族関係者に該当します。

第７章　用語･定義

第1節　用語や定義について

7．特別子会社（施行規則第1条第10項）

会社とその代表者と当該代表者の同族関係者が合わせて総株主等議決権数の過半数を有している会社（株式会社、合同会社、合資会社、合名会社）及び外国会社（会社法第2条第2号に規定する外国会社）です。

なお、会社法上の子会社の定義とは異なりますのでご注意ください。

また、特定特別子会社とは、特別子会社のうち、その特別子会社の議決権を保有する代表者の親族の範囲が「代表者と生計を一にする親族」に限定されたものです。つまり、「会社」と「その代表者」と「当該代表者と生計を一にする親族」が合わせて総株主等議決権数の過半数を有している会社です。

8．大会社（施行規則第1条第11項）

中小企業者に該当しない会社（株式会社、合同会社、合資会社、合名会社）を指します。

9．資産保有型会社（施行規則第1条第12項）

資産保有型会社の判定は上記算式により行います。

$$\frac{\text{特定資産の帳簿価額の合計額（＋本人及び同族関係者に支払われた配当及び損金不算入役員給与）}}{\text{資産の帳簿価額の総額（＋本人及び同族関係者に支払われた配当及び損金不算入役員給与）}} \geqq 70\%$$

なお、上記計算式による特定資産の帳簿価額の合計額の割合が70%以上となる場合であっても、以下のいずれにも該当する場合には、事業実態がある会社として、資産保有型会社には該当しないものとみなされます（施行規則第6条第2項）。

《事業実態があるとされるための要件》

①常時使用する従業員の数が５人以上であること（※ただし「従業員」には、経営承継受贈者（相続人）と生計を一にする親族は含めることができません。）。

②事務所、店舗、工場その他これらに類するものを所有し、又は賃借していること。

③贈与の日（相続の開始の日）まで引き続き３年以上にわたり次に掲げるいずれかの業務をしていること。

(イ)商品販売等（商品の販売、資産の貸付け又は役務の提供で、継続して対価を得て行われるもの。その商品の開発若しくは生産又は役務の開発を含む。）（※ただし、資産の貸付けの相手方が「経営承継受贈者である場合」や、「その同族関係者である場合」には、当該資産の貸付けは商品販売等の事業活動に該当しません。）。

(ロ)商品販売等を行うために必要となる資産（上記②の事務所等を除く）の所有又は賃貸

(ハ)上記(イ)及び(ロ)の業務に類するもの

また、資産の帳簿価額の総額及び特定資産の帳簿価額の合計額の算定に際しては、以下の点に留意が必要です。

１．貸借対照表に計上されている帳簿価額を用いて計算してください。

２．減価償却資産・特別償却適用資産・圧縮記帳適用資産については、それぞれ対応する減価償却累計額・特別償却準備金・圧縮積立金等を控除した後の帳簿価額を用いてください（直接減額方式にあわせて計算します）。

３．貸倒引当金・投資損失引当金等の評価性引当金については、資産の帳簿価額の総額・特定資産の帳簿価額の合計額から控除しないでください。

第1節　用語や定義について

9．資産保有型会社（施行規則第1条第12項）

（１）**特定資産（施行規則第1条第12項第2号）**

①　有価証券等

国債証券、地方債証券、株券その他の金融商品取引法第2条第1項に規定する有価証券と他の持分会社の持分です。ただし、申請者である中小企業者の特別子会社の株式又は持分は、当該特別子会社が「資産保有型子会社」又は「資産運用型子会社」に該当しない場合に限って、「有価証券及び持分」から除外されます。

なお、下記算式による特別特定資産（※）の割合が70%以上となり、又は特別特定資産の運用収入の割合が75%以上となる場合であっても、一定の場合には、「資産保有型子会社」又は「資産運用型子会社」に該当しないものとみなされます（施行規則第6条第2項）。

（※）特別特定資産とは、特別子会社が保有する特定資産のことです（施行規則第1条第12項二のイ）。

【資産保有型子会社】

$$\frac{\text{特別特定資産の帳簿価額の合計額}}{\text{資産の帳簿価額の合計額}} \geqq 70\%$$

【資産保有型子会社】

$$\frac{\text{特別特定資産の運用収入}}{\text{総収入金額}} \geqq 75\%$$

なお、特別子会社が資産保有型子会社・資産運用型子会社に該当するか否かを判定するに当たっては、当該特別子会社に特別子会社がある場合、当該特別子会社の特別子会社の株式又は持分は、その資産状況や収入状況を問わず、すべて「特別特定資産」から除外されます。申請者である中小企業者の「特定資産」のうち「有価証券及び持分」は、下図のとおりです。

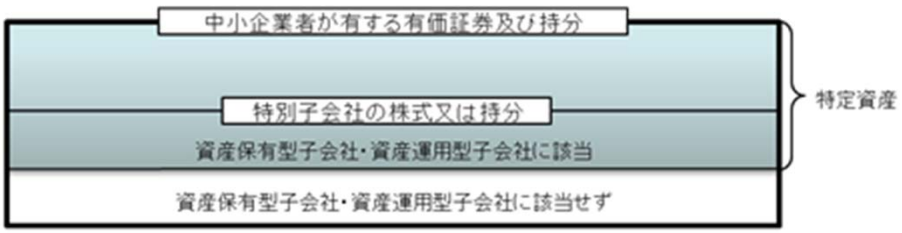

申請者である中小企業者の特別子会社の「特別特定資産」のうち「有価証券及び持分」は、下図のとおりです。

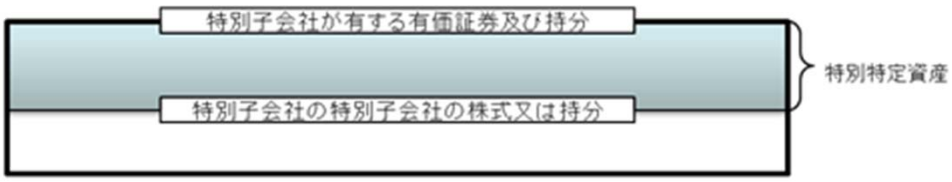

第７章　用語･定義

第1節　用語や定義について

9．資産保有型会社（施行規則第1条第12項）

（１）**特定資産（施行規則第1条第12項第2号）**

②　現に自ら使用していない不動産

申請者が所有している不動産のうち、現に自ら使用していないものです。不動産の定義については、第3章第1節5を参照して下さい。遊休不動産が典型例ですが、販売用として保有する不動産や第三者に賃貸している不動産についてもこれに該当するので、申請者自身が自らの事務所や工場として使用している不動産以外のものすべてが該当することになります。また、従業員用社宅は「自己使用」に、役員用住宅は「第三者に賃貸」に該当します。

また、一棟の建物のうちに現に自ら使用する部分とそれ以外の部分とがある場合には、一棟の建物の価額を床面積割合その他合理的と認められる割合により按分した価額をもってそれぞれの部分の価額を認識します。

なお、不動産賃貸業を主たる事業とする会社が形式上資産保有型会社に該当する場合があり得ますが、施行規則第6条第2項に掲げる要件に該当すれば、資産保有型会社に該当しないものとみなされます。

③　ゴルフ会員権等

ゴルフ会員権、スポーツクラブ会員権、リゾート会員権などです。ただし、ゴルフ会員権等の販売業者が販売目的で所有しているものは、特定資産から除外されますが、接待用で所有しているものについては、営業先の開拓のためであっても特定資産に該当します。

④　絵画、貴金属等

絵画、彫刻、工芸品、陶磁器、骨董品などの文化的動産、金、銀などの貴金属、ダイヤモンドなどの宝石です。ただし、これらの資産の販売業者（画廊、骨董品店、宝石店等）が販売目的で所有しているものは、除外されます。

⑤　現預金その他これらに類する資産

申請者が有する現金や預貯金その他これらに類する資産であり、現金や預貯金と同視し得る保険積立金なども原則としてこれに該当します。

また、申請者の代表者やその同族関係者に対する貸付金や未収金その他これらに類する資産も含まれるものとし、これらの者に対する預け金や差入保証金なども原則としてこれに該当します。

なお、上記同族関係者の範囲には「同族関係にある外国会社」が含まれます。「同族関係にある外国会社」とは、代表者、代表者の親族、代表者と事実上婚姻関係にある者など特別の関係がある者等に総株主議決権数の過半数を保有される外国会社のことです。

第７章　用語･定義

第1節　用語や定義について

9．資産保有型会社（施行規則第1条第12項）

（２）配当、損金不算入役員給与（施行規則第1条第12項第3号）

申請者の代表者やその同族関係者に対して支払われた剰余金の配当等や法人税法上、損金不算入となる給与については、特定資産に加算して、資産保有型会社の判定をします。

この給与とは、当該申請者の役員又は使用人として受ける給与であり、通常の現金による給与の他に、例えば債務免除や債務引受、渡切交際費などによる経済的利益のうち実質的に給与の支給を受けたのと同様の経済的効果をもたらすと考えられるものも含まれます。

従って、明らかに株主等としての地位に基づき受ける配当等や優待、香典や見舞金等でその受給者の社会的地位等に照らし社会通念上相当と認められるものは含まれません。加算の対象期間は、基本的には判定の日以前の5年間とされていますが、贈与税の納税猶予制度の適用に係る贈与の日又は相続税の納税猶予制度の適用に係る相続開始の日前の期間において支払われたものは含まれません。

また、組織再編があった場合における判定の日以前5年間に支払われた剰余金の配当等や法人税法上、損金不算入となる給与等の算定上、旧会社において支払われたものは考慮する必要はありません。（下記表参照）

（組織変更（合同会社→株式会社など）、種類変更（合名会社→合資会社など）の場合には、法人格の同一性は維持されるため、この取扱いは適用されません。）

組織再編	申請者	旧会社
吸収合併	吸収合併存続会社	吸収合併消滅会社
新設合併	新設合併設立会社	新設合併消滅会社
株式交換	株式交換完全親会社	株式交換完全子会社
株式移転	株式移転完全親会社	株式移転完全子会社

【贈与の日又は相続開始の日前の期間において支払われたものが不明な場合】

贈与の日又は相続開始の日前の期間において支払われた配当等や給与等については本規定は適用されませんが、法人税法上損金の額に算入されないこととなる給与等でその支払日が特定できない部分がある場合にあっては、その特定できない部分の金額についてはその事業年度の日数を下記①と②の日数により按分した金額をもって贈与の日又は相続開始の日前の期間に支払われた金額を算定します。

① その事業年度開始の日から当該贈与の日又は相続開始の日の前日までの日数

② 当該贈与の日又は相続開始の日からその事業年度終了の日までの日数

（1円未満の端数は切り捨て。）

※　支払日が特定できない部分がある場合とは、例えば法人税法第34条第2項又は第36条の規定によりその事業年度中に支払われた給与の総額のうちに不相当に高額な部分として損金の額に算入されなかった金額があり、その損金の額に算入されなかった金額の発生源泉である給与等の支払日が特定できない場合などが該当します。

※　申請又は報告の期限において、資産保有型会社の判定の対象となる基準事業年度に係る損金不算入となる給与等が申告期限未到来により未だ判明していない場合にあっては、当該申請又は報告においては当該判明していない損金不算入となる給与等については考慮不要ですが、次年度の報告の期限までに新たに判明した金額があるときは、当該次年度の報告において当該金額は考慮する必要があります。

第７章　用語･定義

第1節　用語や定義について

10．資産運用型会社（施行規則第1条第13項）

資産運用型会社の判定は次式により行い、各事業年度終了の時点において判定します。

$$\frac{\text{特定資産の運用収入}}{\text{総収入金額【売上高＋営業外収益＋特別利益】}} \geqq 75\%$$

総収入金額は、損益計算書上の売上高、営業外収益及び特別利益（資産の譲渡によるものについては、当該資産の譲渡価額に置き換えてください。）の合計額です。また、特定資産の運用収入には、特定資産である株券の発行会社からの配当金、受取利息、受取家賃や特定資産の譲渡（譲渡価額そのものが運用収入となります。）などが含まれます。

なお、上記計算式による特定資産の運用収入の割合が75%以上となる場合であっても、各事業年度終了の時点において、以下のいずれにも該当する場合には、事業実態がある会社として、資産運用型会社に該当しないものとみなされます（施行規則第6条第2項）。

《事業実態があるとされるための要件》（施行規則第6条第2項）

贈与の時又は相続の開始の時において当該中小企業者が「資産保有型会社」又は「資産運用型会社」に、その特別子会社が「資産保有型子会社」又は「資産運用型子会社」の基準に該当する場合であっても、次の①から③のいずれにも該当するときは、「資産保有型会社」又は「資産運用型会社」、「資産保有型子会社」又は「資産運用型子会社」に該当しないものとみなされます。

① 常時使用する従業員の数が５人以上であること
※ただし「従業員」には、経営承継受贈者又は経営承継相続人と生計を一にする親族は含めることができません。

② 事務所、店舗、工場その他これらに類するものを所有し、又は賃借していること。

③ 贈与の日（相続の開始の日）まで引き続き３年以上にわたり次に掲げるいずれかの業務をしていること。

(イ)商品販売等（商品の販売、資産の貸付け又は役務の提供で、継続して対価を得て行われるもの。その商品の開発若しくは生産又は役務の開発を含む。）
※ただし、資産の貸付けの相手方が「経営承継受贈者又は経営承継相続人」や、「その同族関係者」の場合には、当該資産の貸付けは商品販売等の事業活動に該当しません。

(ロ)商品販売等を行うために必要となる資産（上記②の事務所等を除く）の所有又は賃貸

(ハ)上記(イ)及び(ロ)の業務に類するもの

また、設立後3年未満の新設会社の場合にあっては、当該要件を充足することはできないため、ご注意下さい。

なお、組織再編があった場合における業務継続期間の算定上、旧会社における業務期間は通算されません。（下記表参照）
（組織変更（合同会社→株式会社など）、種類変更（合名会社→合資会社など）の場合には、法人格の同一性は維持されるため、この取扱いは適用されません。

組織再編	申請者	旧会社
吸収合併	吸収合併存続会社	吸収合併消滅会社
新設合併	新設合併設立会社	新設合併消滅会社
株式交換	株式交換完全親会社	株式交換完全子会社
株式移転	株式移転完全親会社	株式移転完全子会社

第７章　用語･定義

第1節　用語や定義について

11．支配関係の定義について（施行規則第1条第14項）

支配関係法人とは、一の者に発行済株式又は持分の50%超を直接又は間接に保有される法人をいいます。

また、直接又は間接に保有する関係とは、次の関係をいいます。

（ｉ）一の者が他の法人の発行済株式又は持分の50%超を保有する場合における当該一の者と当該他の法人との間の関係（直接支配関係）とする。

（ⅱ）この場合において、当該一の者及びこれとの間に直接支配関係がある１以上の他の法人（又は当該一の者との間に直接支配関係がある１以上の他の法人）がその他の法人の発行済株式又は持分の50%超を保有するときは、当該一の者は当該その他の法人の発行済株式又は持分の50%超を保有するものとみなす。

12．「生計を一にする」の定義について

「生計を一にする」の意義について、国税庁通達では、次のように定められています。

〔（参考）「生計を一にするの意義」（所得税法基本通達2－47）〕

法に規定する「生計を一にする」とは、必ずしも同一の家屋に起居していることをいうものではないから、次のような場合には、それぞれ次による。

（1）　勤務、修学、療養等の都合上他の親族と日常の起居を共にしていない親族がいる場合であっても、次に掲げる場合に該当するときは、これらの親族は生計を一にするものとする。

イ　当該他の親族と日常の起居を共にしていない親族が、勤務、修学等の余暇には当該他の親族のもとで起居を共にすることを常例としている場合

ロ　これらの親族間において、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合

（2）　親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、これらの親族は生計を一にするものとする。

都道府県庁の担当窓口

北海道	経済部地域経済局　中小企業課	011-204-5331
〒060-8588	北海道札幌市中央区北3条西6丁目	
青森県	商工労働部　地域産業課	017-734-9374
〒030-8570	青森県青森市長島1丁目1番1号	
岩手県	商工労働観光部　経営支援課	019-629-5547
〒020-8570	岩手県盛岡市内丸10番1号	
宮城県	経済商工観光部　中小企業支援室	022-211-2742
〒980-8570	宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号	
秋田県	産業労働部　産業政策課	018-860-2215
〒010-8572	秋田県秋田市山王3丁目1番1号	
山形県	商工労働部　中小企業振興課	023-630-2354
〒990-8570	山形県山形市松波2丁目8番1号	
福島県	商工労働部　経営金融課	024-521-7288
〒960-8670	福島県福島市杉妻町2番16号	
茨城県	商工労働観光部　中小企業課	029-301-3560
〒310-8555	茨城県水戸市笠原町978番6	
栃木県	産業労働観光部　経営支援課	028-623-3173
〒320-8501	栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号	
群馬県	産業経済部　商政課	027-226-3339
〒371-8570	群馬県前橋市大手町1丁目1番1号	
埼玉県	産業労働部　産業支援課	048-830-3910
〒330-9301	埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号	
千葉県	商工労働部　経営支援課	043-223-2712
〒260-8667	千葉県千葉市中央区市場町1番1号	
東京都	産業労働局　商工部　経営支援課	03-5320-4785
〒163-8001	東京都新宿区西新宿2丁目8番1号	
神奈川県	産業労働局　中小企業部　中小企業支援課 （かながわ中小企業成長支援ステーション）	046-235-5620
〒243-0435	神奈川県海老名市下今泉705番地1 県立産業技術総合研究所２階	
新潟県	産業労働観光部　産業政策課　団体・小規模企業支援室	025-280-5235
〒950-8570	新潟県新潟市中央区新光町4番地1	
富山県	商工労働部　経営支援課	076-444-3252
〒930-8501	富山県富山市新総曲輪1番7号	
石川県	商工労働部　経営支援課	076-225-1525
〒920-8580	石川県金沢市鞍月1丁目1番地	
山梨県	産業労働部　企業立地・支援課	055-223-1541
〒400-8501	山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号	
長野県	産業労働部　産業立地・経営支援課	026-235-7195
〒380-8570	長野県長野市大字南長野字幅下692番2号	
岐阜県	商工労働部　商業・金融課	058-272-8389
〒500-8570	岐阜県岐阜市薮田南2丁目1番1号	
静岡県	経済産業部　商工業局　経営支援課	054-221-2807
〒420-8601	静岡県静岡市葵区追手町9番6号	
愛知県	産業労働部　中小企業金融課	052-954-6332
〒460-8501	愛知県名古屋市中区三の丸3丁目1番2号	
三重県	雇用経済部　中小企業・サービス産業振興課	059-224-2447
〒514-8570	三重県津市広明町13番地	

都道府県庁の担当窓口

福井県	産業労働部　産業政策課　小規模企業応援室	0776-20-0367
〒910-8580	福井県福井市大手3丁目17番1号	
滋賀県	商工観光労働部　中小企業支援課	077-528-3732
〒520-8577	滋賀県大津市京町4丁目1番1号	
京都府	商工労働観光部　ものづくり振興課	075-414-4851
〒602-8570	京都府京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町	
大阪府	商工労働部　中小企業支援室　経営支援課	06-6210-9490
〒559-8555	大阪市住之江区南港北1丁目14番16号咲洲庁舎25階	
兵庫県	産業労働部　産業振興局　経営商業課	078-362-3313
〒650-8567	兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号	
奈良県	産業振興総合センター　創業・経営支援部　経営支援課	0742-33-0817
〒630-8031	奈良県奈良市柏木町129番地1号	
和歌山県	商工観光労働部　商工労働政策局　商工振興課	073-441-2742
〒640-8585	和歌山県和歌山市小松原通1丁目1番	
鳥取県	商工労働部　企業支援課	0857-26-7243
〒680-8570	鳥取県鳥取市東町1丁目220番地	
島根県	商工労働部　中小企業課	0852-22-5288
〒690-8501	島根県松江市殿町1番地	
岡山県	産業労働部　経営支援課	086-226-7353
〒700-8570	岡山県岡山市北区内山下2丁目4番6号	
広島県	商工労働局　経営革新課	082-513-3370
〒730-8511	広島県広島市中区基町10番52号	
山口県	商工労働部　経営金融課	083-933-3185
〒753-8501	山口県山口市滝町1番1号	
徳島県	商工労働観光部　企業支援課	088-621-2369
〒770-8570	徳島県徳島市万代町1丁目1番地	
香川県	商工労働部　経営支援課	087-832-3344
〒760-8570	香川県高松市番町四丁目1番10号	
愛媛県	経済労働部　産業支援局経営支援課	089-912-2480
〒790-8570	愛媛県松山市一番町4丁目4番2号	
高知県	商工労働部　経営支援課	088-823-9697
〒780-8570	高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号	
福岡県	商工部　中小企業振興課	092-643-3425
〒812-8577	福岡県福岡市博多区東公園7番7号	
佐賀県	産業労働部　経営支援課	0952-25-7182
〒840-8570	佐賀県佐賀市城内1丁目1番59号	
長崎県	産業労働部　産業政策課	095-895-2650
〒850-8570	長崎県長崎市江戸町2番13号	
熊本県	商工観光労働部　商工労働局　商工振興金融課（商業分） 商工観光労働部　新産業振興局　産業支援課（工業分）	096-333-2316 096-333-2319
〒862-8570	熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号	
大分県	商工労働部　経営創造・金融課	097-506-3226
〒870-8501	大分県大分市大手町3丁目1番1号	
宮崎県	商工観光労働部　商工政策課　経営金融支援室	0985-26-7097
〒880-8501	宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号	
鹿児島県	商工労働水産部　経営金融課	099-286-2944
〒890-8577	鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号	
沖縄県	商工労働部　中小企業支援課	098-866-2343
〒900-8570	沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号	

相談窓口等

○税理士
　税理士は、顧問税理士として中小企業との関わりが深く、税務面はもちろん、企業経営に関する総合的なサポートを行っています。
→日本税理士会連合会TEL：03-5435-0931（代）http://www.nichizeiren.or.jp/

○独立行政法人中小企業基盤整備機構
　（独）中小企業基盤整備機構は、中小企業の経営に関するサポートをしています。
→がんばる中小企業経営相談ホットライン　TEL:0570-009111　http://www.smrj.go.jp

○事業引継ぎ支援センター
　事業引継ぎ支援センターは、事業承継に関わる様々な相談をお伺いします。また、後継者探しにお困りの中小企業の後継者探しのお手伝いを行っています。
→各都道府県の事業引継ぎ支援センターの連絡先（中小企業庁ホームページ）
http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/140409jigyou.pdf

本マニュアルは、平成２９年４月時点において施行されている経営承継円滑化法・同政令・同施行規則を基に記載しております。

中小企業庁　財務課
〒100-8902　東京都千代田区霞が関１－３－１　TEL：03-3501-5803
【中小企業庁ホームページ】
http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/index.html